

# 中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童 相談所の配置の在り方等についての検討報告書

令和4年3月

一時保護所の在り方等検討委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 目的等	2
第2 中央児童相談所の一時保護所の在り方について	3
第3 児童相談所の配置の在り方について	14
第4 委員会調査資料	29
・ 一時保護所におけるアンケート調査について	
・ 一時保護所児童向けアンケート調査の内容及びアンケート結果	
・ 一時保護所の運営に係る職員アンケート（集計結果）	
第5 参考資料	49
・ 委員名簿	
・ 一時保護所の在り方等検討委員会設置要綱	
・ 検討経過	
・ 児童相談所の管轄区域に関する関係法令	

## はじめに

令和2年9月、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会から知事に「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」が提出された。

その中で、「中央児童相談所の一時保護所」について、「被虐待児と非行児童等の様々な子ども達が混合で処遇される状況が見受けられ、1日も早い解消が望まれる。県においては、一時保護所の改修も含めた望ましい施設の在り方を検討し、あたたかみのある施設となるよう取り組みが求められる。」との提案がなされたところである。

また、「児童相談所の配置の在り方」について、「中央児童相談所は、管轄する人口が約130万人と多く、また、離島も含め広大な範囲を管轄していることから、県においては、児童相談所の配置の在り方を再度検討する必要があると考えられる。今後、国が策定を進める児童相談所の設置基準の検討状況や鹿児島市の児童相談所設置の進捗状況のほか、市町村の「子ども家庭総合支援拠点」や児童相談所の補完的な役割を担う「児童家庭支援センター」の設置・運営状況を踏まえながら、県において分散配置など児童相談所の配置の在り方を検討すべきである。」との提案がなされている。

この提案を受け、中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童相談所の配置の在り方等について必要な事項を検討するため、県は、令和3年度に「一時保護所の在り方等検討委員会」を設置した。

本委員会においては、より議論を深めるため、一時保護所の現地視察や一時保護所の入所児童等へのアンケートを実施するとともに、本県の人口、交通事情、地理的条件、虐待相談件数、認定件数等の把握を行った。これらを踏まえ、6回にわたり、委員間で協議を行い、意見をとりまとめた。

県においては、本報告書の提案内容について速やかに検討し、児童相談対応体制の充実に向けた具体的な取組を着実に進めていただきたい。

## 第1 目的等

### 1 目的

「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」において提案された中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童相談所の配置の在り方等について必要な事項を検討することを目的とした。

### 2 検討の方法

#### (1) 協議の進め方

相談部会からの提案において、「一時保護所の改修について、1日も早い解消が望まれる」との提案をいただいていることから、一時保護所の在り方について先行して協議することとした。

#### (2) 中央児童相談所の一時保護所の視察

中央児童相談所の一時保護所の課題等を抽出するに当たっては、一部委員による事前視察において課題を抽出した上で、改めて全委員で視察を行った。

#### (3) 現状や課題等の検討

一時保護所の視察等を踏まえ、中央児童相談所の一時保護所の課題を整理し、対応策を検討した。

また、児童相談所の配置の在り方等について、人口（将来推計人口も含む）、相談対応件数等を踏まえ方向性を検討した。

#### (4) 協議結果のとりまとめ等

協議した結果については、報告書としてとりまとめ、知事へ提出することとした。

## 第2 中央児童相談所の一時保護所の在り方について

### 1 現状と課題

#### (1) 基本的な考え方

- 児童福祉法第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されている。
- 児童福祉法第33条第1項においては、一時保護の目的について、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものであると示されている。
- 一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。
- 一時保護所の見直しに当たっては、子どもの権利擁護の視点からのよりよい検討が必要である。
- 児童相談所は児童福祉法の観点から必要な場合には躊躇なく子どもを一時保護し、子どもの生命を守る義務がある。  
一時保護所に余裕がない場合、心配な子どもや家族がいても、ぎりぎりまで在宅で指導することとなり、それも難しくなって保護したときには、一時保護所から家庭や地域に帰せない事態に陥ってしまう。  
このため、いつでも子どもを保護できるようにするとともに、早めに一時保護して保護者のレスパイトや親子関係の調整を行うため、一時保護所の入所児童数には余裕が必要である。

- 本県でも、一時保護やショートステイの利用が増えてきており、虐待予防や在宅支援のために、一時保護機能の拡充が必要である。
- 鹿児島市において児童相談所設置の計画があることから、市の計画を踏まえた取組とすることが求められる。

【表 1】一時保護児童数 (単位：人，日)

年 度	区 分	所 内 保 護		委 託 保 護		合 計		一日平均 保護人員 (委託保護 を除く)	一人平均 保護期間 (委託保護 を除く)
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
H30	中 央	162	2,916	198	3,965	360	6,881	8.0	18.0
	大 隅	5	128	39	669	44	797	0.4	25.6
	大 島	17	382	7	178	24	560	1.0	22.5
	計	184	3,426	244	4,812	428	8,238	9.4	18.6
R元	中 央	125	3,390	280	7,733	405	11,123	9.3	27.1
	大 隅	5	159	34	1,064	39	1,223	0.4	31.8
	大 島	18	201	5	39	23	240	0.6	11.2
	計	148	3,750	319	8,836	467	12,586	10.3	25.3
R2	中 央	117	2,896	294	8,285	411	11,181	7.9	24.8
	大 隅	1	29	46	1,499	47	1,528	0.1	29.0
	大 島	26	431	6	50	32	481	1.2	16.6
	計	144	3,356	346	9,834	490	13,190	9.2	23.3

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表 2】理由別一時保護（令和2年度） (単位：人，%)

理 由	中 央		大 隅		大 島		計			
	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	計	%
養 護	83	266	0	45	18	4	101	315	416	84.9
ぐ 犯	1	1	1	1	2	1	4	3	7	1.5
触 法	6	1	0	0	1	1	7	2	9	1.8
家 出	4	2	0	0	0	0	4	2	6	1.2
不登校	3	3	0	0	0	0	3	3	6	1.2
その他	20	21	0	0	5	0	25	21	46	9.4
計	117	294	1	46	26	6	144	346	490	100.0

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表3】援助内容別一時保護（令和2年度）

（単位：人，％）

理由		中央		大隅		大島		計			
		所内保護	委託保護	所内保護	委託保護	所内保護	委託保護	所内保護	委託保護	計	％
保護者引き取り		54	155	0	24	19	4	73	183	256	52.2
施設 入所	児童養護施設	31	72	0	12	4	0	35	84	119	24.3
	児童自立支援施設	4	0	1	0	0	0	5	0	5	1.0
	障害児関係施設	0	3	0	1	0	0	0	4	4	0.8
	児童心理治療施設	5	5	0	0	0	0	5	5	10	2.0
里親委託		7	8	0	0	1	0	8	8	16	3.3
その他		8	24	0	8	2	1	10	33	43	8.8
未処理		8	27	0	1	0	1	8	29	37	7.6
計		117	294	1	46	26	6	144	346	490	100.0

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表4】市郡別一時保護状況（令和2年度）

（単位：人）

中央											
市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
鹿児島市	69	156	出水市	1	6	奄美市			県外		1
指宿市	3	11	伊佐市	3	8	鹿児島郡	1	1			
枕崎市			霧島市	13	42	薩摩郡		1			
南さつま市	3	4	始良市	11	24	出水郡					
南九州市			曾於市			始良郡					
日置市	4	7	志布志市			曾於郡					
いちき串木野市	1	4	鹿屋市			肝属郡					
薩摩川内市	2	21	垂水市			熊毛郡	3	6			
阿久根市	2	1	西之表市	1	1	大島郡			計	117	294
大隅											
市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
鹿屋市	1	22	曾於市		3	曾於郡		1	管外		1
垂水市			志布志市		8	肝属郡		11	計	1	46
大島											
市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員		市郡	人員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
奄美市	19	6	大島郡	6	0				管外	1	0
									計	26	6

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

## (2) 一時保護所の課題

このような基本的な考え方に沿って本県の中央児童相談所の一時保護所の施設をみると、次のとおりハード、ソフト両面で課題があると考えられる。

### ア ハード面の課題

- 中央児童相談所の一時保護所は、昭和59年12月に当時の施設基準等を踏まえて建てられており、また、施設全体も老朽化していることから、子どもの権利養護の観点を含め様々な課題を解決するため改築又は建替えが必要である。
- 施設がL字型構造となっているため、子ども同士のトラブルなどが分かりにくく、職員による管理が難しい。  
また、火災等の避難口が出入口以外にはない。
- 施設の居室等に窓格子がはめられており、閉塞感を高めると同時に火災時の避難ができない可能性があり、子どもの権利擁護の視点に配慮した施設となっていない。
- 玄関、プレイスペースの床や壁、居室の壁が固い構造で造られていること、一時保護所内の様子を所外から覗けること、柱や角が鋭利となっており面取りが必要であることなど、子どもの安全に配慮された施設とは言い難い状況である。  
また、入所時の子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多いが、所内のドアノブなどが至る所に見受けられるほかグラウンドには鉄棒も存在し、自殺防止対策の観点からも課題がある。
- 一時保護所は障害児が利用することもあるが、段差等があり障害児に配慮した構造となっていない。
- 学習室は食堂を兼ねており、一時保護期間中に学習する場が独立して設けられていない。



- プレイスペース内から事務室が覗ける状況であり，個人情報保護の観点から配慮が必要である。
  
- プレイスペースが幼児のくつろげる場所（遊べる場所）となっていないこと，中学生以上に対して個室対応となっていないこと，風呂が一人用となっていないこと，幼児を受け入れるための保育を行う部屋がないこと，グラウンドや施設内が子どもが落ち着いて生活できるようなスペースになっていないこと等，子どもにとって心地よい生活空間，家庭的環境にはほど遠い状況にある。  
また，一時保護所の職員向けアンケートにおいても5割の職員から「一時保護所において子どもたちのプライバシーに配慮した居室空間が提供されていない」と回答があった。
  
- なるべく家庭に近い環境が求められている中，年齢が離れた児童（幼児と中学生以上など）や保護理由の異なる児童が同一のエリアで生活しており，個別対応などの配慮が必要。
  
- 重大事件の子どもや感染症対策を必要とする子どもを保護する部屋がないなど，個別対応が必要な子どもに対応できる構造となっていないため，一時保護所において特別な配慮が求められる児童への対応が困難な状況である。

## イ ソフト面の課題

- 一時保護における個別的対応の充実のほか，より家庭的な環境での一時保護となる里親への一時保護委託の推進や，一時保護定員の確保に向けた児童養護施設等への一時保護専用施設の設置など，一時保護にかかわる県のシステム全体の見直しについて議論が必要である。
  
- 子どもの権利擁護について，意見箱に自由に意見を提出できない，私物の持込みが全面禁止，グラウンドに自由に出入りできない状況がある。  
また，一時保護中も教育を受ける権利の保障が求められているが，本県においては，令和3年4月から10月までの間に原籍校へ通学したのは

20名と少なく、地理的条件はあるものの入所児童の原籍校への通学についての対応が不十分である。

加えて、子どもが落ち着くためのクールダウン用の部屋への入室手続きの基準がなく、職員が恣意的に子どもの行動制限を行う可能性がある。

これらのことから、子どもの権利擁護の視点に立った運営がなされているとは言いがたい。

- 一時保護所の職員向けアンケートにおいて、「子どもの権利について子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明しているか」との設問に対し、4割が業務の範囲内では回答できない又は設問のような場面に遭遇したことがないと回答している。また、「チームで情報共有しながらアセスメントが行われていると感じるか」についても4割が遭遇したことがない等と回答しており、一時保護所としての子どもの権利擁護についての意識向上を図りながら、アセスメントや支援計画に基づいて運営する必要があると感じられた。

そのためには、子どもの権利擁護についての意識向上も含め一時保護所職員の人材育成と研修などによる職員の専門性の向上を図る必要がある。

- 書籍やゲーム、CD、DVD、おもちゃが不足しており、アメニティグッズの品揃え等が貧相であるなど子どもの視点での品物が揃えられていない。

- 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護された背景も虐待や非行など様々であり、混合処遇の解消を図るため、原則として個室対応を基本とすることが国のガイドラインにおいても求められている。

また、一時保護所の職員向けアンケートにおいては、6割の職員から「受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されていない」との回答があった。

本県においては個室の整備に加え、充実した個別対応を可能とするような職員配置や環境整備が必要な状況である。

さらに、一人一人の子どもの状況に応じたプログラムの作成や適切な支援を行う必要があり、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めるべきである。

- 一時保護所は、昭和59年に建てられて老朽化している。施設の構造（L字型構造）も相まって、一時保護所の運営が全体的に自由が制限された空間となっており、職員が管理的に抑え込もうとしようというふうに感じられた。

子どもにとって心地よい生活空間、家庭的環境にはほど遠い状況で、あたたかみを感じられず、子どもが落ち着いて過ごせる環境が求められる。

## 2 具体的な対応について

一時保護所は閉鎖的空間であり、子どもの権利侵害となる。必要な場合もあるが、その利用は最低限にすべきであり、子どもの権利擁護に配慮するとともに、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

今回挙げた課題については、できるものは短期的に対応すべきである。一方、県の財政も含め中長期的に検討する必要がある項目もあると考える。

従って、本委員会としては、短期的に対応することと中長期的に検討することに分けて提案する。

なお、短期的な取組を求めることについては、できることから速やかに取り組んでいただきたい。

### (1) ハード面について

#### ア 短期的な取組を求めること

- 施設居室や廊下の窓の格子について、外部からの侵入にも考慮しつつ、取り外すなど子どもの権利にも配慮した方策を検討すること。
- 一時保護所内の様子を所外から覗ける状況にあり、子どもが安心して生活できる環境となるよう、不審者への対応も含め改善すること。
- タオル・ひもがくくりつけられるドアノブやグラウンドの鉄棒は、精神的に不安定な状況にある子どもがいることも留意して対策を講じること。
- プレイスペースを幼児がくつろいで遊べるようにするなど、施設内やグラウンドに子どもが落ち着いて生活できるような場を設ける工夫をすること。
- 事務室内には個人情報に記載した書類もあることから、プレイスペースからはそれらの書類が見えないよう配慮すること。

#### イ 中長期的に検討を要すること

- 本県の中央児童相談所の一時保護所は、昭和59年12月に建設され、老朽化が著しく、構造も管理が難しいL字構造となっていること、学習室兼食堂となっていること、年齢や虐待や非行などの背景が様々である入所児童の「混合処遇」の解消を行う必要があることなどから、

施設の見直しが必要である。

一時保護所に必要な設備，機能については，個別的対応や里親への一時保護委託の推進など一時保護にかかわる県のシステム全体の見直しの議論を踏まえ検討する必要がある。その上で，改築又は新築とするかは，県において，専門家の意見を聴取しながら，人件費等のランニングコストも含めて十分比較検討した上で判断すべきである。

- 一時保護所の入所定員については，一時保護やショートステイの利用が増えてきており，今後も虐待予防や在宅支援のために，一時保護機能の拡充が必要であることを踏まえると，定員が25人のところを現在13人で運用しているが最低でも20人程度は必要と見込まれる。
- 子どもの健全な発達を図るため，ユニット化するなどして幼児と中学生以上の生活エリアを分けることや，一時保護所には障害児の受入れも想定されることから，段差等のない障害者に配慮した施設とすることも必要である。
- 玄関，プレイスペースの床や壁，居室の壁が固い構造であること，柱や角が鋭利となっており面取りが必要であること，タオル・ひもがくくりつけられるドアノブがあること等の安全面の課題を解消し，施設内やグラウンドで子どもが落ち着いて生活できるよう努めるべきである。
- 居室空間がプライバシーに配慮されておらず，特に中学生以上に対して個室対応となっていないこと，風呂が一人用となっていないこと，幼児を受け入れるための保育を行う部屋がないことなどについて改善できることはないか検討し，できる限り心地よい生活空間，家庭的環境となるよう努めるべきである。
- 重大事件に係る触法少年や感染症対策を必要とする子どもなど特に個別対応が必要な場合に対応できるよう検討すべきである。

## (2) ソフト面について

### ア 短期的な取組を求めること

- 家庭的環境等の中で束縛感を与えず，子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つため，子どもが落ち着いて過ごせる環境づくりに努めてほしい。
- 子どもが落ち着くためのクールダウン用の部屋への入室基準について速やかに定めるとともに，一時保護所における「子どもの権利ノート」を他県を参考に作成するべきである。また，グラウンドへの出入りについては可能な限り自由に出入りできるよう努めるべきである。
- 一時保護所内の保護のみならず，里親への一時保護委託の推進，児童養護施設等への一時保護専用施設の設置など，一時保護にかかわる県のシステム全体について見直していく必要があり，そのための検討に早期に着手すべきである。
- 一時保護された子どもが自身の意見を自由に表明できるようにするとともに，子どもが日ごろ愛着を感じているぬいぐるみやタオルといった安心感につながるものを手元に置くなど，私物を所持できるよう配慮していく必要があり，そのための検討を早期に着手すべきである。
- 入所児童の通学についてはできる限り原籍校への通学が望まれるが，子どもの安全や通学手段の確保，職員の業務負担等もあることから，いかにして就学機会を確保するかについて，通学が可能な里親，児童養護施設等への一時保護委託など，子どもの教育を受ける権利を確保する観点でどのような方法が可能であるか，まずは検討を早期に開始すべきである。
- 一時保護所は代替養育の場でもあることから家庭的な環境をつくるため，書籍やゲーム，CD，DVD，おもちゃ，アメニティグッズなどを揃えるよう努めるべきである。
- 子ども年齢等に配慮しつつ，できる限り個室対応，個別対応に努める必要がある。
- さらに，一時保護所においてはアセスメントや個別支援計画に基づいた運営を行うとともに，一時保護所職員の子どもの権利擁護についての意識向上も含めた継続的な人材育成と職員の専門性の向上を図るための計画的な研修受講に努めるべきである。

- 一時保護所（中央・大島）の運営等については、毎年の自己評価を行うとともに、3年に1回、第三者評価を受けるようにすることにより、継続的な改善を担保するよう努めていく必要がある。

## イ 中長期的に検討を要すること

- 家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する必要がある。このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備の整備と併せ、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要がある。
- 「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような環境整備や職員配置を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援やプログラムとなるよう配慮するとともに、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めていただきたい。
- 県には、自らの子どもを預けて安心だと思えるような一時保護所の施設・運営づくりに着実に取り組み、本報告書の提案内容についての進捗管理に努めていただきたい。

### 第3 児童相談所の配置の在り方について

#### 1 現状等

##### (1) 背景

- 令和2年9月に県に対し提出された県社会福祉審議会の相談部会の「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」において、「A児童相談所は、管轄する区域の人口が約130万人と多く、また、離島も含め広大な範囲を管轄していることから、県においては、児童相談所の配置の在り方を再度検討する必要があると考えられる。今後、国が策定を進める児童相談所の設置基準の検討状況や鹿児島市の児童相談所設置の進捗状況のほか、市町村の「子ども家庭総合支援拠点」や児童相談所の補完的な役割を担う「児童家庭支援センター」の設置・運営状況を踏まえながら、県において分散配置など児童相談所の配置の在り方を検討すべきである。」との提案があった。
  
- 児童相談所の管轄区域については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して、児童相談所を設置する地方公共団体が定めることとされたところである。  
令和3年7月21日付けで、その参酌すべき基準を定める「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第209号）」が公布され、令和5年4月1日から施行される。
  
- 本委員会は、これらを踏まえ、児童相談所の配置の在り方について協議した。



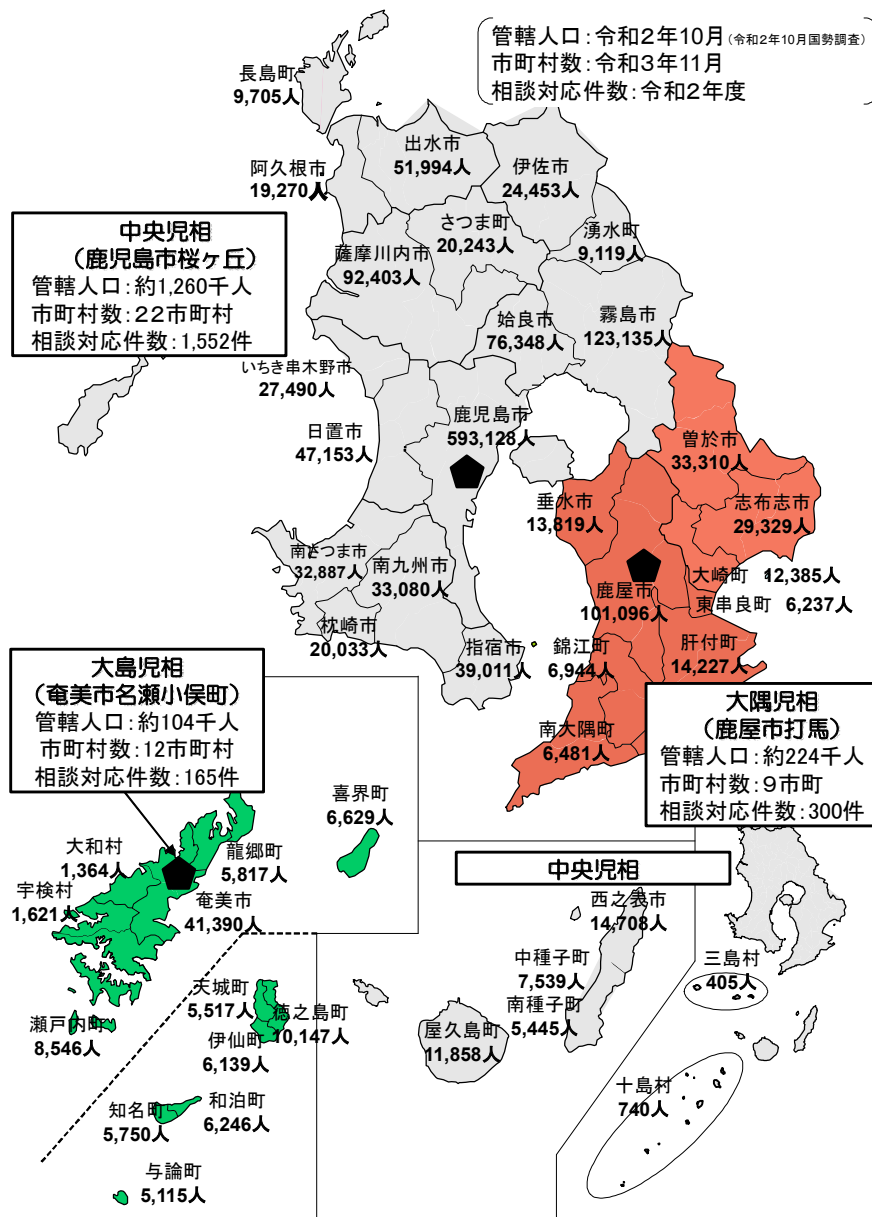
(2) 現状

ア 県内の児童相談所の管轄人口

○ 本県の児童相談所の管轄人口は、令和2年度の国勢調査において、中央児童相談所が約126万人、大隅児童相談所が約22万人、大島児童相談所が約10万人となっている。

なお、中央児童相談所の管轄人口は、鹿児島市を除いた場合、約67万人となっている。

【図1】県内3児相の所管区域及び管轄人口

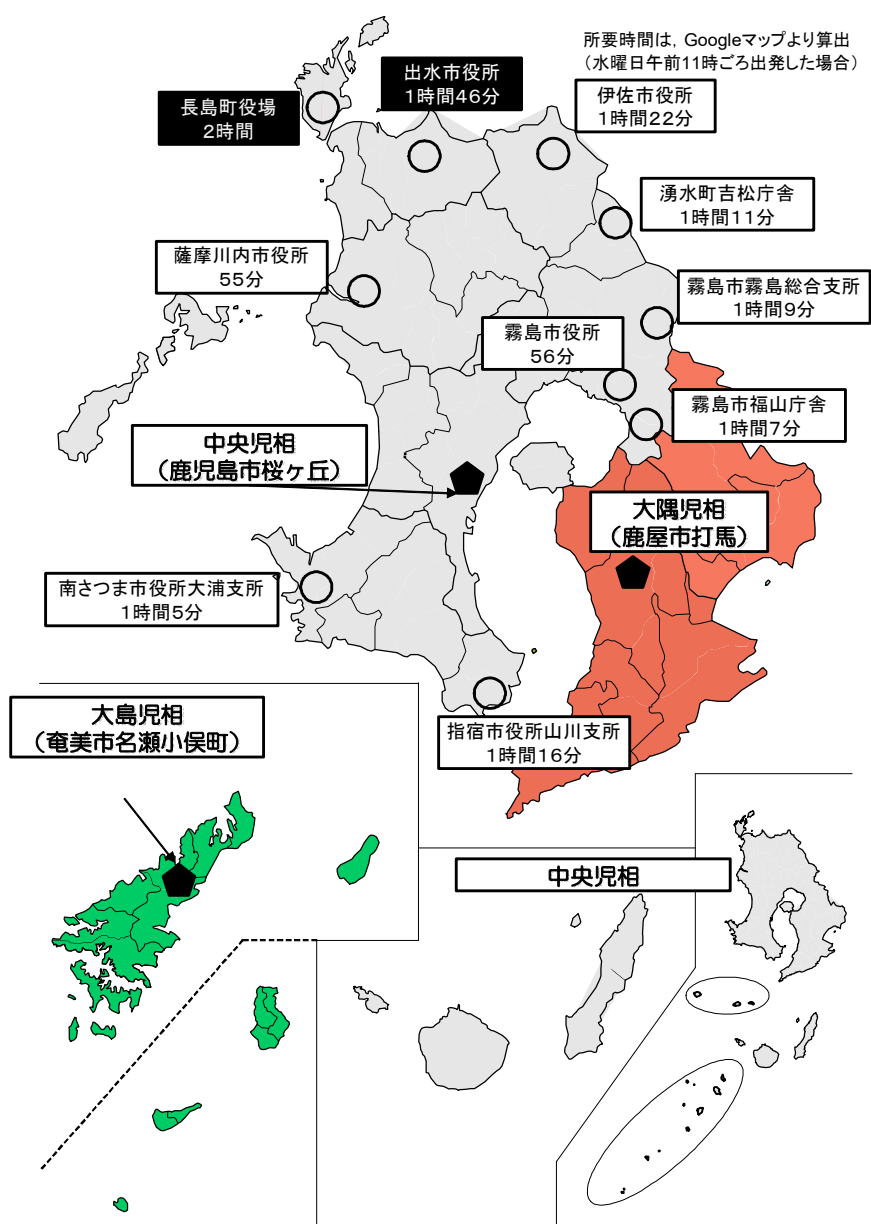


出典：事務局調べ

## イ 交通事情等

- 中央児童相談所は鹿児島市桜ヶ丘に立地し、県内43市町村のうち約半数の22市町村を管轄しており、その中には離島地域（鹿児島郡及び熊毛地域）の市町村も含まれている。公用車を想定した車による中央児童相談所からの移動時間については、離島を除いた地域においても1時間30分を超える場所がある。また、離島への移動は、航空機、船により対応している。

【図2】中央児童相談所から各官公庁舎までの所要時間



出典：事務局調べ

- 大隅児童相談所は鹿屋市打馬に立地し，9市町を管轄しており，管内への移動時間は最も遠い地域（南大隅町佐多馬籠）で約1時間20分となっている。
- 大島児童相談所は奄美市名瀬小俣町に立地し，12市町村を管轄しており，その中には，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島などの島々も含まれている。大島本島内の移動時間は最も遠い地域（瀬戸内町西古見，宇検村屋鈍）で約1時間30分となっている。離島間の移動は，航空機，船により対応している。

## ウ 児童虐待相談対応（認定）件数

- 本県の児童相談所における令和2年度の児童虐待通告・相談件数は，2,787件，相談対応（認定）件数は，2,017件となっている。各児童相談所毎の内訳は，表5のとおりとなっている。

【表5】子ども虐待相談状況（令和2年度）

（単位：件）

区分	虐待通告・相談件数	認定件数				
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
中央	2,220	1,552	289	6	191	1,066
大隅	357	300	43	2	26	229
大島	210	165	17	3	32	113
計	2,787	2,017	349	11	249	1,408

出典：鹿児島県中央児童相談所資料

【表6】虐待認定の経路別状況（令和2年度）

（単位：件）

経路別 区分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	県関係機関	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	認定こども園	警察	学校	その他	計
中央	26	18	108	21	0	49	0	0	18	29	4	1,142	106	31	1,552
大隅	2	0	10	1	0	0	0	0	1	0	0	270	9	7	300
大島	1	0	2	4	0	8	0	0	2	6	0	141	0	1	165
計	29	18	120	26	0	57	0	0	21	35	4	1,553	115	39	2,017

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表7】虐待認定の処理別状況（令和2年度）

（単位：件）

処理別 区分	施設入所	里親等委託	在宅による指導				その他	計
			児童福祉司指導	継続指導	他機関あつせん	助言指導		
中央	59	7	19	120	60	1,286	1	1,552
大隅	11	0	1	22	22	244	0	300
大島	6	0	4	5	39	99	12	165
計	76	7	24	147	121	1,629	13	2,017

注) ファミリーホームは里親等委託に含む 出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表8】相談総受付件数（相談種別受付状況（令和2年度））

（単位：件，%）

区分 相談種別		中央児童相談所		大隅児童相談所		大島児童相談所		計				
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%			
養護	児童虐待相談	1,552	33.0	50.5	300	17.2	67.8	165	15.9	67.1	2,017	27.0
	その他相談	819	17.4		883	50.6		532	51.2		2,234	29.9
	小計	2,371			1,183			697			4,251	
	保健相談	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
障害	肢体不自由相談	2	0.1	40.6	0	0.0	25.6	0	0.0	26.9	2	0.1
	視聴覚障害相談	1	0.1		0	0.0		0	0.0		1	0.1
	言語発達障害等相談	2	0.1		0	0.0		1	0.1		3	0.1
	重症心身障害相談	6	0.1		2	0.1		0	0.0		8	0.1
	知的障害相談	1,895	40.3		442	25.3		276	26.6		2,613	34.7
	自閉症相談	3	0.1		4	0.2		3	0.3		10	0.1
	小計	1,909			448			280			2,637	
非行	ぐ犯行為等相談	42	0.9	1.8	10	0.6	1.3	6	0.6	0.9	58	0.8
	触法行為等相談	42	0.9		13	0.7		3	0.3		58	0.8
	小計	84			23			9			116	
育成	性格行動相談	184	3.9	5.5	29	1.7	3.8	21	2.0	3.2	234	3.1
	不登校相談	53	1.1		17	1.0		8	0.8		78	1.0
	適性相談	0	0.0		2	0.1		3	0.3		5	0.1
	育児・しつけ相談	21	0.4		18	1.0		1	0.1		40	0.5
	小計	258			66			33			357	
	その他の相談	75	1.6	26	1.5	20	1.9	121	1.6			
	計	4,697	100.0	1,746	100.0	1,039	100.0	7,482	100.0			

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【表9】相談総受付件数（経路別相談受付状況（令和2年度））（単位：件，%）

経路	区分	中央児童相談所		大隅児童相談所		大島児童相談所		計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
家族・親戚，近隣・知人		2,209	47.0	611	35.0	282	27.2	3,102	41.5
関係機関	県機関	0	0.0	84	4.8	17	1.6	101	1.3
	市町村	169	3.6	110	6.3	91	8.8	370	4.9
	医療機関・保健所	46	1.0	19	1.1	93	9.0	158	2.1
	学校等	148	3.2	58	3.3	10	1.0	216	2.9
	警察	1,264	26.9	555	31.8	288	27.7	2,107	28.2
	家庭裁判所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	1,627	34.7	826	47.3	499	48.0	2,952	39.4
児童福祉施設・指定医療機関 保育所・里親		730	15.5	280	16.0	224	21.6	1,234	16.5
児童本人		28	0.6	3	0.2	8	0.8	39	0.5
児童委員		1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
その他		102	2.1	26	1.5	26	2.5	154	2.1
計		4,697	100.0	1,746	100.0	1,039	100.0	7,482	100.0

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

## エ 一時保護件数

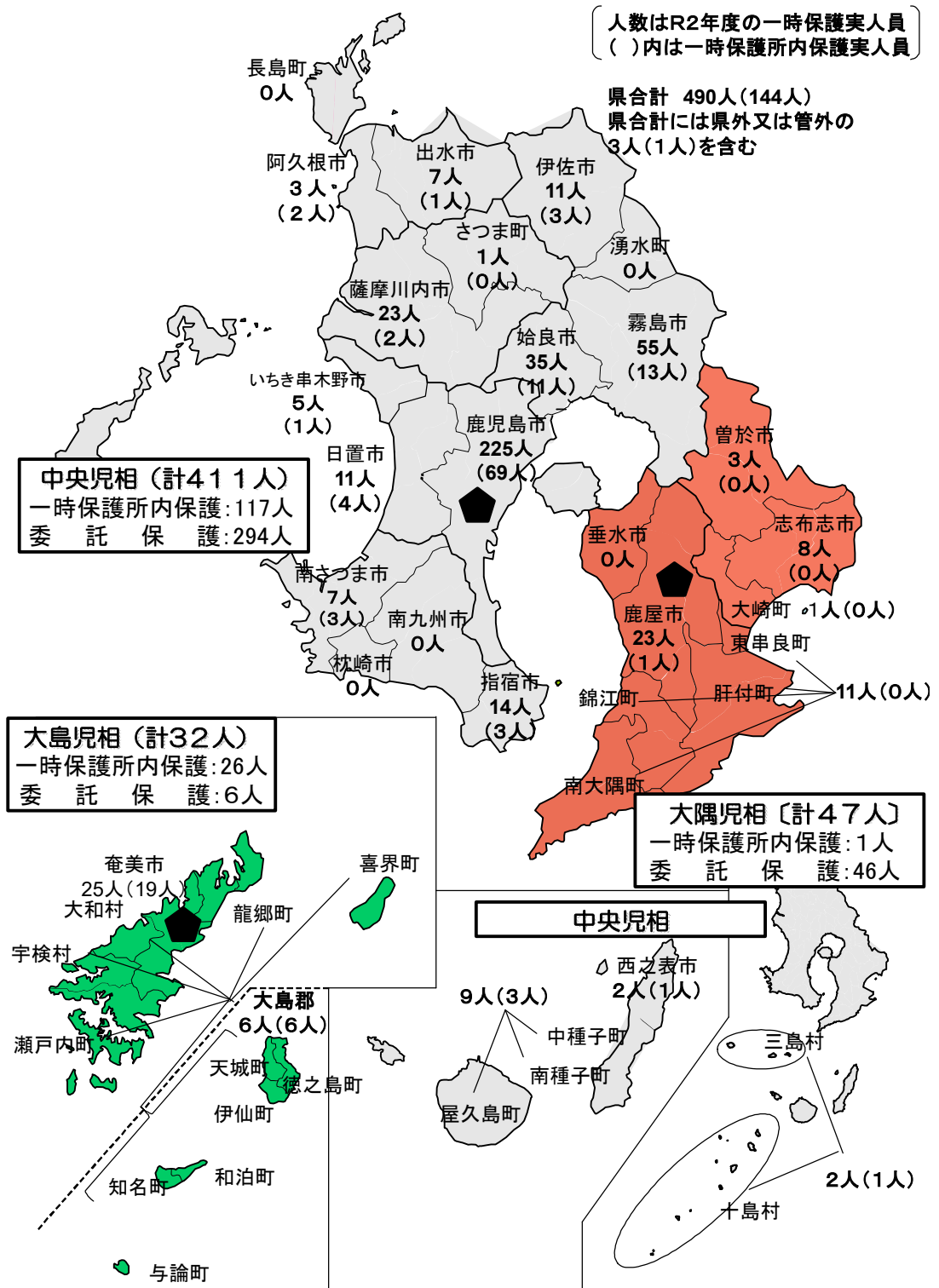
- 令和2年度に一時保護した児童は490人となっており，このうち144人が所内保護，346人が委託保護となっている。

【表10】一時保護児童数（令和2年度）（単位：人，日）

区分	所内保護		委託保護		合計		一日平均保護人員 (委託保護を除く)	一人平均保護期間 (委託保護を除く)
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員		
中央	117	2,896	294	8,285	411	11,181	7.9	24.8
大隅	1	29	46	1,499	47	1,528	0.1	29.0
大島	26	431	6	50	32	481	1.2	16.6
計	144	3,356	346	9,834	490	13,190	9.2	23.3

出典：令和3年度業務概要（中央児童相談所）

【図3】市郡別一時保護状況



出典：事務局調べ

## 2 児童相談所の配置の在り方について

### (1) 新たな児童相談所の設置及び管轄区域

- 令和元年8月死亡事例に係る検証報告書の提案や国の参酌基準（管内の移動時間、管内人口）等を踏まえると、中央児童相談所については、管轄人口が約126万人（鹿児島市が新たに児童相談所を設置した場合でも人口約67万人）であり、虐待対応件数が多く、1時間30分を超える移動時間を要する地域も存在する。

このため、新たな行財政運営指針や公共施設等総合管理計画等とも整合を図った上で、中央児童相談所の管轄区域を一部分割し、新たな児童相談所1か所の設置が望ましい。

なお、将来的な人口減少や交通事情、児童虐待件数等の変化によっては、さらなる見直しも検討する必要があると考える。

- 新たな児童相談所の管轄区域については、中央児童相談所からの移動時間が特に長い（1時間30分を超える）長島町、出水市の所要時間の短縮を図るとともに管内人口等を勘案して、北薩地域※1及び伊佐市、湧水町（以下「北部地域」という。）とすることが望ましい。

※1 北薩地域：阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町

※2 移動時間：出水市1時間46分、長島町2時間（事務局調べ）

【表11】 児童相談所毎管内人口 （単位：人）

児童相談所名	人口
中央児童相談所①	1,260,147
鹿児島市②	593,128
鹿児島市を除く（①－②）	667,019
大隅児童相談所③	223,828
大島児童相談所④	104,281
計⑤（①＋③＋④）	1,588,256

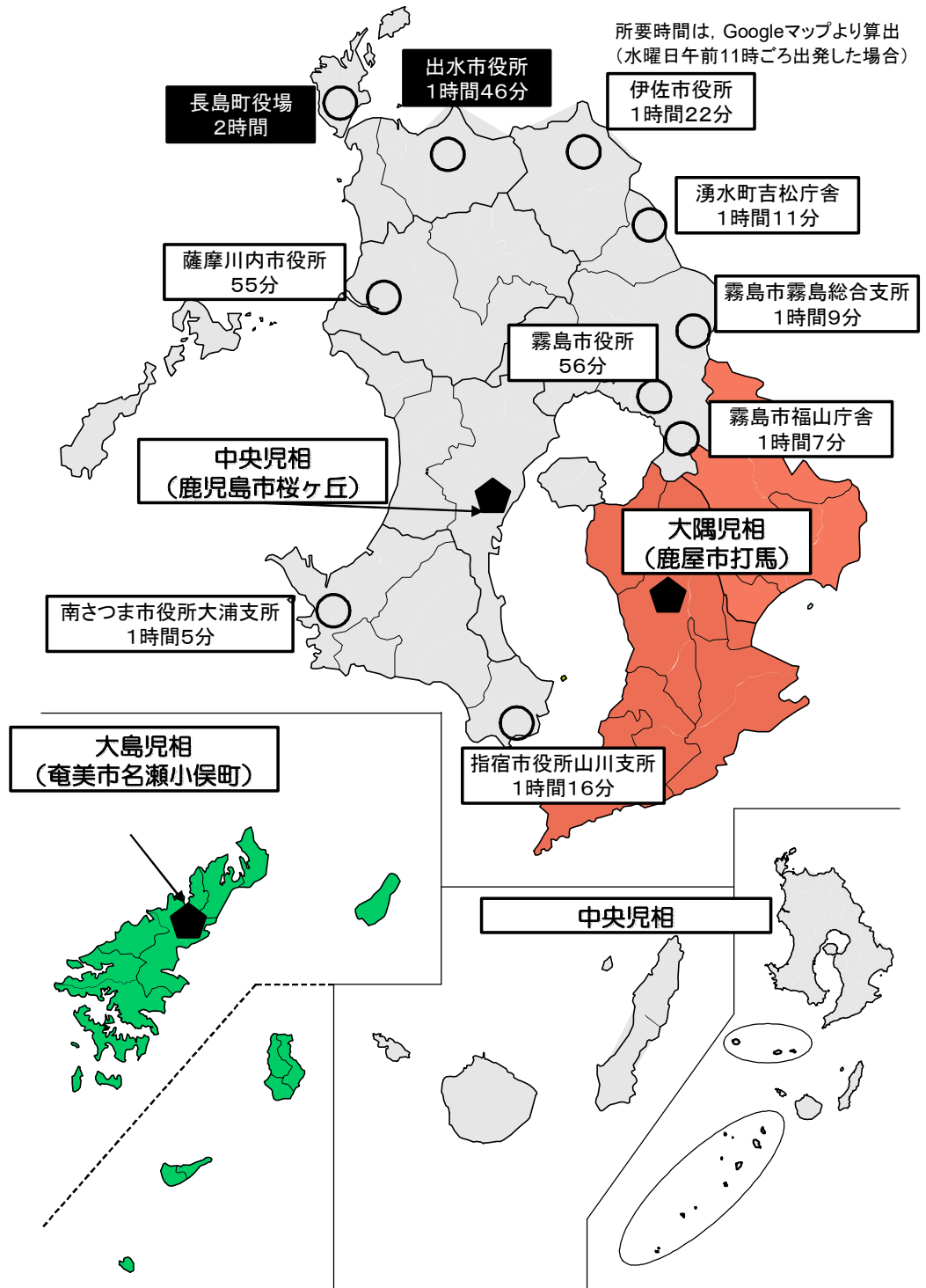
（出典：事務局調べ）

【表12】 北部地域の人口 （単位：人）

市町村名	人口
阿久根市	19,270
出水市	51,994
薩摩川内市	92,403
伊佐市	24,453
さつま町	20,243
長島町	9,705
湧水町	9,119
計	227,187

（出典：事務局調べ）

【図2】中央児童相談所から各官公庁舎までの所要時間（再掲）



出典：事務局調べ



## (2) 新たな児童相談所の設置場所

- 国の通知※によると、児童相談所は、虐待通告を受けてから速やかに一時保護を行うなど、児童の安全確保のため短時間で児童のいる場所へ到着する必要があること、また、管轄区域内の住民が児童相談所を訪れる際の利便性などの観点から、交通事情や関係機関の連絡調整の実施の状況を勘案し、区域内の各所へ移動しやすいよう管轄区域を定める必要があることとされている。

※ 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（令和3年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）

- 新たな児童相談所の設置場所については、国の通知や北部地域内の移動時間、虐待認定件数などを勘案して、さつま町とすることが望ましい。  
その具体的な理由としては、地理的に北部地域の中央に位置し、地域内の全ての市町で現在より児童相談所からの移動時間の短縮効果がみられ、速やかな一時保護など児童の安全確保につながると考えられること、また、管内で虐待認定件数が多い薩摩川内市、出水市、伊佐市への児童相談所からの移動時間がいずれも40分程度となり、現在より改善が見られるとともに、関係機関との連携にも資することとなると考えられることが挙げられる。

【表13】県の庁舎から各市町村（市役所・役場）への移動時間

所要時間はGoogleマップより算出  
木曜日午後1時頃各庁舎から出発した場合  
(単位：分)

市町村名	薩摩川内市	さつま町	阿久根市	出水市	長島町	伊佐市	湧水町
人口（人）	92,403	20,243	19,270	51,994	9,705	24,453	9,119
(起点)	(薩摩川内市役所)	(さつま町役場)	(阿久根市役所)	(出水市役所)	(長島町役場)	(伊佐市役所)	(湧水町役場)
薩摩川内市 (北薩地域振興局 本庁舎)		33	38	59	75	72	77
さつま町 (北薩地域振興局 さつま庁舎)	36		44	35	70	38	44
出水市 (北薩地域振興局 出水庁舎)	59	36	26		44	39	62

人 口：令和2年10月国勢調査

【参考】

中央児相 からの 所要時間	55	78	83	106	120	82	60
---------------------	----	----	----	-----	-----	----	----

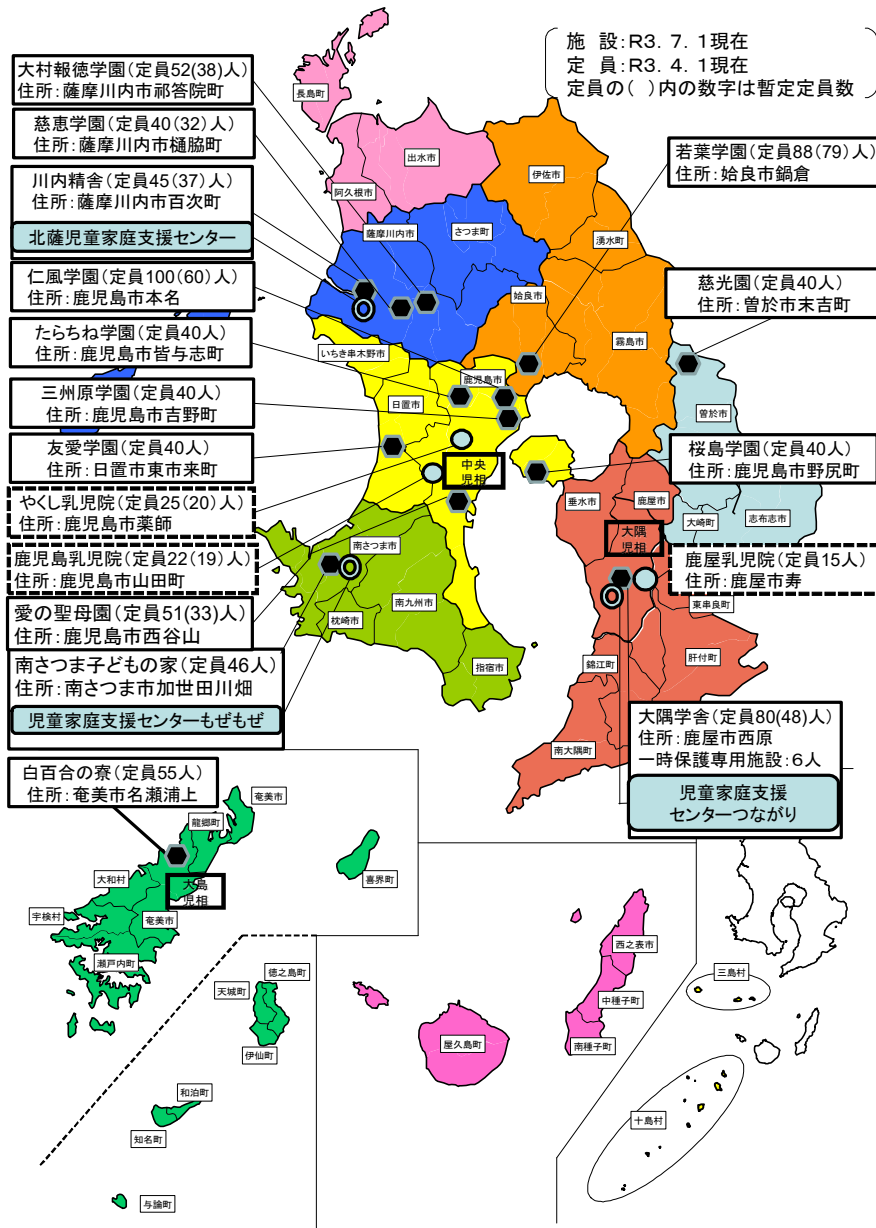
出典：事務局調べ

### (3) 既存施設の活用等について

新たな児童相談所の設置の検討に当たっては、早期開設が望まれること等から、既存の県の庁舎の活用が考えられる。

なお、一時保護所については、新たな児童相談所内への設置が望ましいが、一方で今後の人口減少の状況や既存施設を活用できないことを考慮すると、児童養護施設等における一時保護ガイドラインに準拠した一時保護専用施設等を確保することが考えられる。

【図4】県内の児童福祉施設一覧



出典：事務局調べ

【表14】 鹿児島県内の市町村別将来推計人口

(単位：人)

	市町村名	人口 2020国勢調査	振興局・支庁	管内人口											
				2020国勢調査	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年						
中央児相管内	鹿児島市	593,128	鹿児島市	593,128	578,024	562,885	545,602	526,022	504,424						
	日置市	47,153	鹿児島地域振興局 (鹿児島市を除く)	75,788	71,440	67,035	62,537	57,960	53,361						
	いちき串木野市	27,490													
	三島村	405													
	十島村	740													
	枕崎市	20,033													
	指宿市	39,011	南薩地域振興局	125,011	114,642	104,640	95,015	85,568	76,372						
	南さつま市	32,887													
	南九州市	33,080													
	阿久根市	19,270	北薩地域振興局	193,615	182,073	170,980	159,971	148,867	137,654						
	出水市	51,994													
	薩摩川内市	92,403													
	さつま町	20,243													
	長島町	9,705													
	霧島市	123,135	始良・伊佐地域振興局	233,055	223,334	214,467	205,279	195,639	185,511						
	伊佐市	24,453													
始良市	76,348														
湧水町	9,119														
西之表市	14,708														
中種子町	7,539	熊毛支庁	39,550	36,931	34,061	31,296	28,604	25,913							
南種子町	5,445														
屋久島町	11,858														
鹿屋市	101,096								大隅地域振興局	223,828	209,249	194,743	181,035	167,561	154,172
垂水市	13,819														
曾於市	33,310														
志布志市	29,329														
大崎町	12,385														
東串良町	6,237														
錦江町	6,944														
南大隅町	6,481														
肝付町	14,227														
大島児相管内	奄美市	41,390	大島支庁	104,281	95,277	87,942	80,840	73,815	66,739						
	大和村	1,364													
	宇検村	1,621													
	瀬戸内町	8,546													
	龍郷町	5,817													
	喜界町	6,629													
	徳之島町	10,147													
	天城町	5,517													
	伊仙町	6,139													
	和泊町	6,246													
	知名町	5,750													
与論町	5,115														
合計	1,588,256	合計	1,588,256	1,510,970	1,436,753	1,361,575	1,284,036	1,204,146							
		中央児相管内①	1,260,147	1,206,444	1,154,068	1,099,700	1,042,660	983,235							
		北薩地域+伊佐市・湧水町②	227,187	212,237	197,882	183,843	169,845	155,861							
		霧島市・始良市合計③	199,483	193,170	187,565	181,407	174,661	167,304							
		①-②	1,032,960	994,207	956,186	915,857	872,815	827,374							

出典：2020年⇒国勢調査結果  
それ以外の年⇒社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口

#### (4) 県全体の相談対応体制の充実について

- 新たな児童相談所の設置と併せて、県全体の相談対応体制についても検討した。
- 始良・霧島地区については、中央児童相談所からの移動時間は1時間程度であるが、人口が多く、虐待認定件数も多いことから緊急時の一時保護等に対応するための児童相談所の対応力の充実・強化や住民、市町村からの相談対応の充実を図る観点から児童家庭支援センターの設置について検討していくことが望ましい。
- また、熊毛地域については件数は少ないものの市町村との連携を更に図りつつ対応力の充実等に努めるべきである。
- なお、甑島地域については、虐待認定件数は少ないが、薩摩川内市や警察と連携を更に図りつつ対応すべきである。
- 奄美大島以外の島々についても件数は少ないものの市町村との連携を更に図りつつ対応力の充実等に努めるべきである。
- 相談しやすい体制づくりを進めるため、児童福祉の相談機関としての「子ども家庭総合支援拠点」の全市町村設置を進め、母子保健の相談機関としての「子育て世代包括支援センター」と一体的に運営されるよう県としても推進すべきである。

【表15】子ども家庭総合支援拠点の設置状況

市町村名	住 所	設置時期
始良市	始良市宮島町25番地	令和元年10月
霧島市	霧島市国分中央3-45-1	令和2年4月
中種子町	熊毛郡中種子町野間5186	令和3年4月

出典：事務局調べ

【表16】 児童家庭支援センターの設置状況

地域	施設名 (運営主体等)	設置時期
大隅	児童家庭支援センターつながり 住 所：鹿屋市 設置主体：社会福祉法人林愛会	平成29年 8 月
北薩	北薩児童家庭支援センター (住 所：薩摩川内市 設置主体：社会福祉法人藤照会)	令和 2 年10月
南薩	児童家庭支援センターもげもげ 住 所：南さつま市 設置主体：社会福祉法人明澈会	令和 3 年 7 月

出典：事務局調べ

【表17】 児童家庭支援センターの運営状況（相談延べ件数）

(単位：件)

地域	施設名	令和 2 年度	令和 3 年度 (8月末現在)
大隅	児童家庭支援センターつながり	1,083	570
北薩	北薩児童家庭支援センター	175	322
南薩	児童家庭支援センターもげもげ	-	117
	計	1,258	1,009

出典：事務局調べ



## 第 4 委員会調査資料

- ・ 一時保護所におけるアンケート調査について . . . . . 30
- ・ 一時保護所児童向けアンケート調査の内容及びアンケート結果 . 31
- ・ 一時保護所の運営に係る職員アンケート（集計結果） . . . . . 40

## ○ 一時保護所におけるアンケート調査について

### 1 入所児童へのアンケート調査について

- ① 実施期間 令和3年8月16日～31日
- ② 対象者 実施期間に在所している小学3年生以上の児童
- ③ 実施方法 アンケートについては、一時保護所職員が見ることはない旨を伝えた上で
  - ・ 実施期間に退所する児童は、退所時に各児童が記入して、意見箱へ投函
  - ・ 8月31日時点で入所中の児童は、同日に各児童が記入して、意見箱へ投函
  - ・ ポストの解錠及びアンケートの開封については、児童相談所長が実施
- ④ 調査内容 別添「一時保護所児童向けアンケート調査」のとおり
- ⑤ 調査結果 別添「一時保護所児童向けアンケート（結果）」のとおり

### 2 一時保護所職員向けアンケート調査について

- ① 実施時期 令和3年10月6日～25日
- ② 対象者 一時保護所に在籍する全職員（会計年度任用職員を含む）
- ③ 実施方法 各職員へ調査用紙を配布、各自任意の時間に記入
  - ・ 対象職員がアンケートに回答を記入後、返信用封筒により子ども家庭課長宛親展文書として郵送
  - ・ 子ども家庭課長が開封後集計
- ④ 調査内容 別添「一時保護所の運営に係る職員アンケート」のとおり
- ⑤ 調査結果 別添「一時保護所の運営に係る職員アンケート（結果）」のとおり



# 一時保護所児童向けアンケート調査の内容

いちじほごしよせいかつ  
一時保護所で生活しているみなさんへ

このアンケートは、みなさんがここでの生活をどのように感じているか、教えてもらうためのものです。

みなさんからお聞きした意見などは、ここでの生活が今後よくなるために必要なことを検討するために使わせてもらいます。

このアンケートはこの職員が直接見ることはないですし、だれが答えたかわからないように、名前を書かなくてもよいので、あなたの素直な気持ちをきかせてください。

※ あなたの名前を書く必要はありません。

※ 自分で回答することが難しい場合は、職員にお手伝いをしてもらって回答することもできます。(職員の方に声をかけてください。)

※ アンケートを書き終えたら、一緒に渡した封筒(テープをはがして封をしてください)に入れて職員に渡してください。

あなた自身について教えてください。

とい 問1 性別は。(○は1つだけ)

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. 男       | 2. 女      |
| 3. その他 ( ) | 4. 答えたくない |

とい 問2 年齢は。(このアンケートを回答した日の年齢)

歳

とい 問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。

日目

ここでの生活について教えてください

問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。  
(○は1つだけ)

1. された 2. 覚えていない 3. されなかった

問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. されたが、わからなかった 3. されなかった

問6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. されたが、わからなかった 3. されなかった

問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員にきいてもらえましたか。(○は1つだけ)

1. 聞いてもらえた 2. まあ聞いてもらえた  
3. あまり聞いてもらえなかった 4. 聞いてもらえなかった

問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか

1. いる 2. いない 3. わからない

問9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。  
(○は1つだけ)

1. よくある 2. 少しある 3. あまりない 4. まったくない

問10 自由に過ごせる時間は多いですか。(○は1つだけ)

1. 多い 2. まあ多い  
3. あまり多くない 4. 多くない

問11 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか (○は1つだけ)

1. ある                      2. ない

↓                                      ↓

具体的にはどのようなことが書いてください。

問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。  
(○は当てはまるものすべて)

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1. 外出の希望は聞いてもらえる | 2. 面会の希望は聞いてもらえる  |
| 3. 電話の希望は聞いてもらえる | 4. どれも希望は聞いてもらえない |
| 5. 希望したことがない     |                   |

問13 ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。(○は1つだけ)

1. 今まで通っていた学校に通っている
2. 今まで通っていた学校と違う学校に通っている
3. 通っていない

問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校の学習と比べて難しいですか (○は1つだけ)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 難しい   | 2. まあ難しい |
| 3. やや易しい | 4. 易しい   |

問15 学習時間以外の活動 (午後の活動等) は楽しいですか。(○は1つだけ)

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1. 楽しい      | 2. まあ楽しい |
| 3. あまり楽しくない | 4. 楽しくない |

問16 食事はおいしいですか。(○は1つだけ)

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1. おいしい      | 2. まあおいしい |
| 3. あまりおいしくない | 4. おいしくない |

問17 食事の時間は楽しいですか。(○は1つだけ)

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1. 楽しい      | 2. まあ楽しい |
| 3. あまり楽しくない | 4. 楽しくない |

問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。  
それはどんなことですか。(○は1つだけ)

1. 嫌なことや困っていることがある	2. ない
↓	
具体的にはどのようなことか書いてください。	
[ ]	

問19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。  
(○は1つだけ)

1. できた	2. できなかった
3. 相談することがなかった	

問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。  
(○は1つだけ)

1. うれしかったことがある	2. ない
↓	
具体的にはどのようなことか書いてください。	
[ ]	

問21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。(○は1つだけ)

1. よかった	2. まあよかった
3. あまりよくなかった	4. よくなかった

問22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればよいなと思うことがあれば書いてください

[ ]
-----

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票を封筒に入れて(テープをはがして封をしてください)、職員に渡してください。

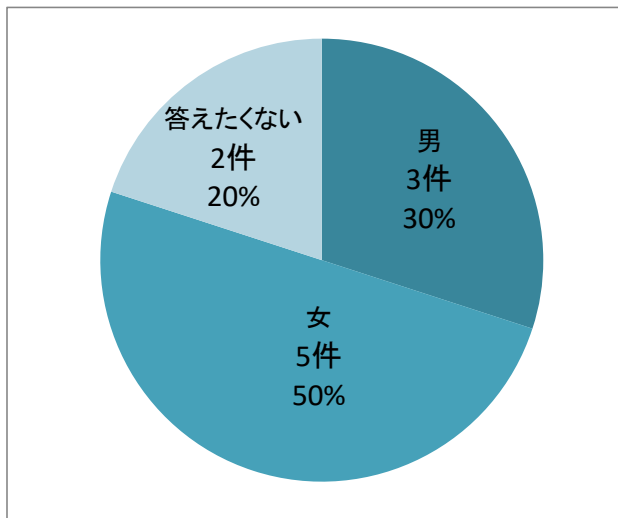
## 一時保護所児童向けアンケート(結果)

- 1 実施者数 10名
- 2 実施期間 令和3年8月16日～8月31日
- 3 対象者 実施期間に在所している小学3年生以上の児童
- 4 実施方法

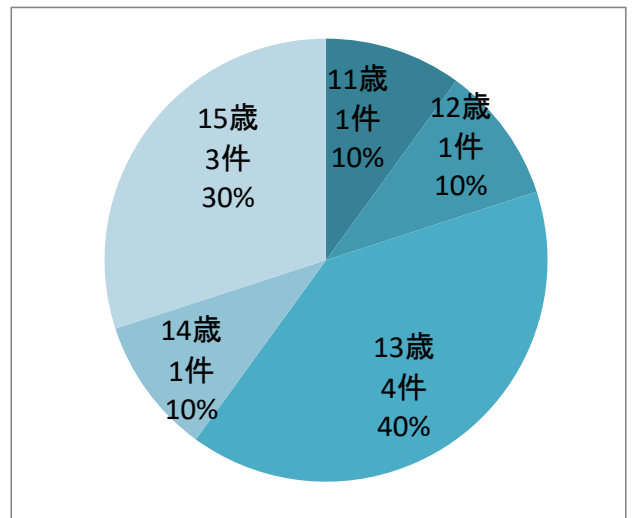
アンケートについては、一時保護所職員が見ることはない旨を伝えた上で

- ① 実施期間に退所する児童は、退所時に各児童が記入して、意見箱へ投函
- ② 8月31日時点で入所中の児童は、同日に各児童が記入して、意見箱へ投函
- ③ ポストの解錠及びアンケートの開封については、児童相談所長が実施

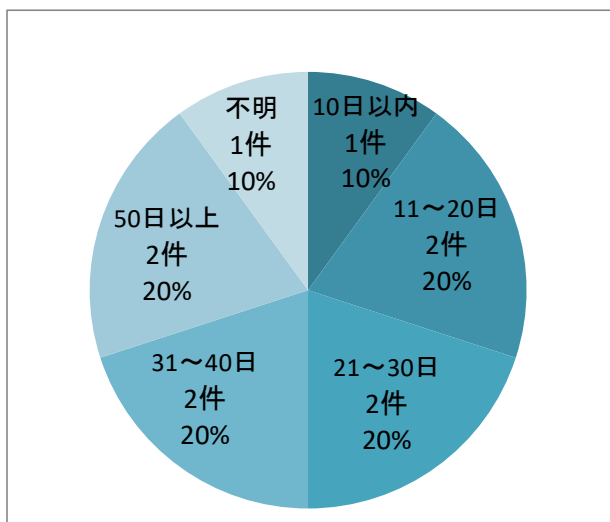
問1 性別は



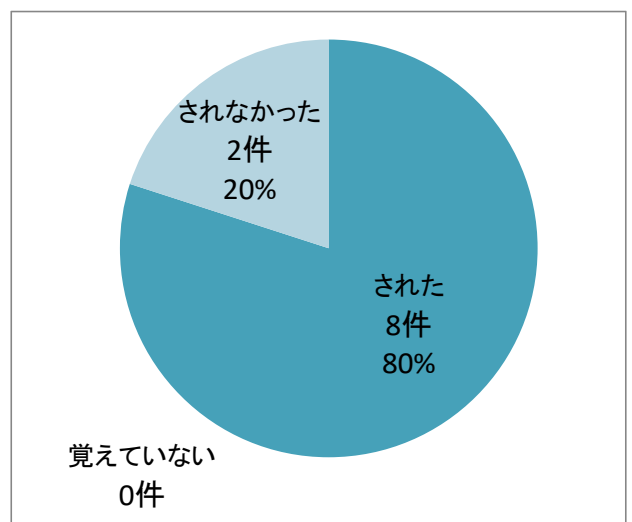
問2 年齢は



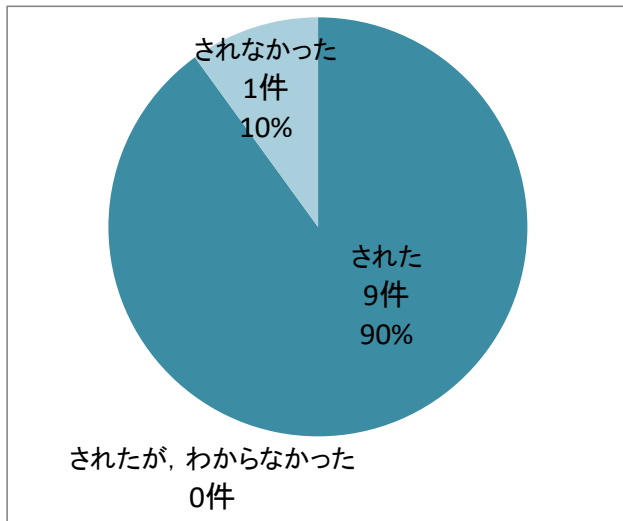
問3 一時保護所に来た日から今日で何日目ですか



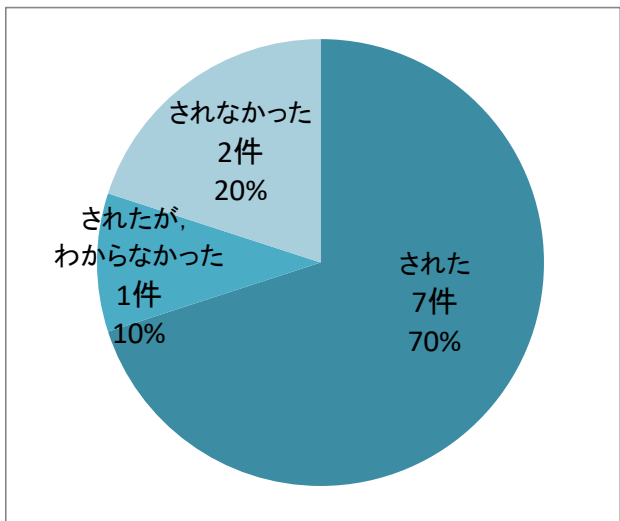
問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか



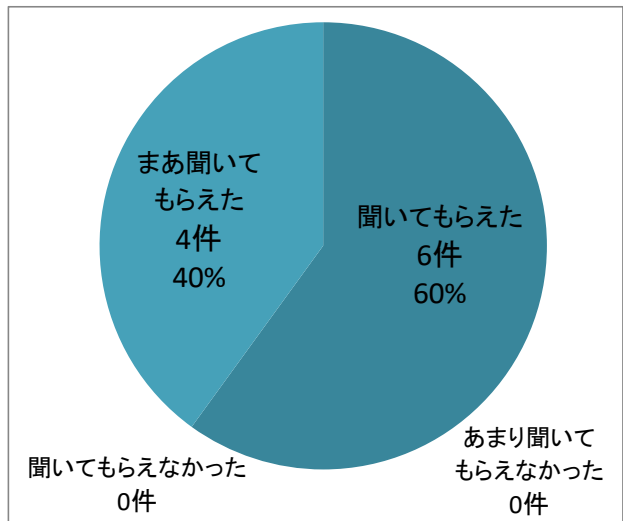
問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか



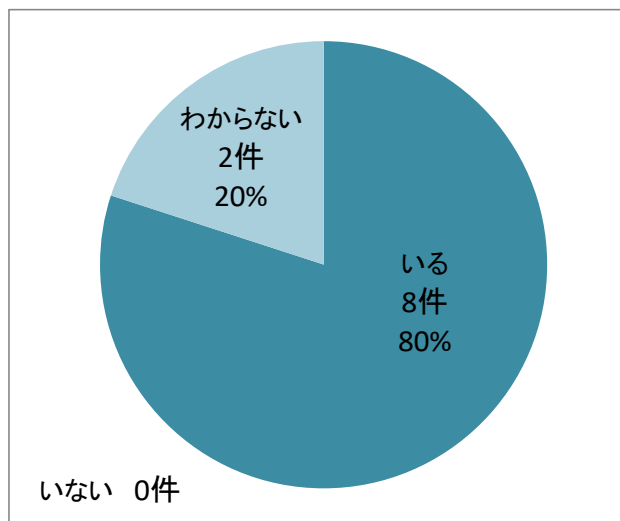
問6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか



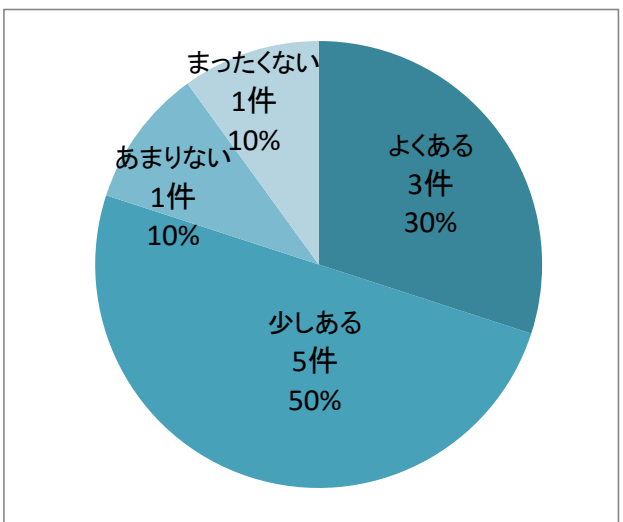
問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか



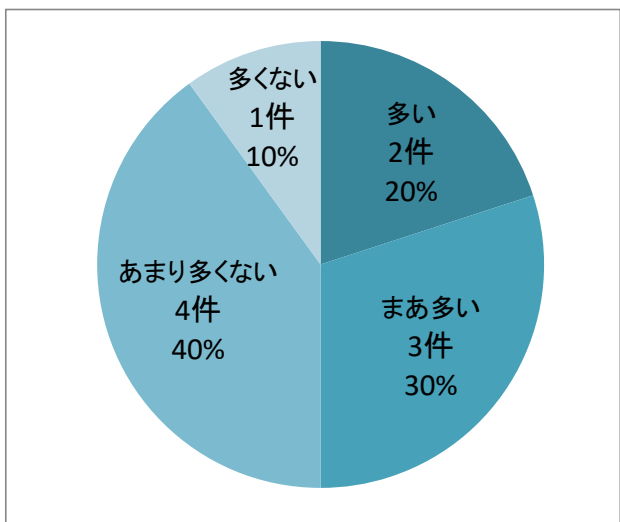
問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか



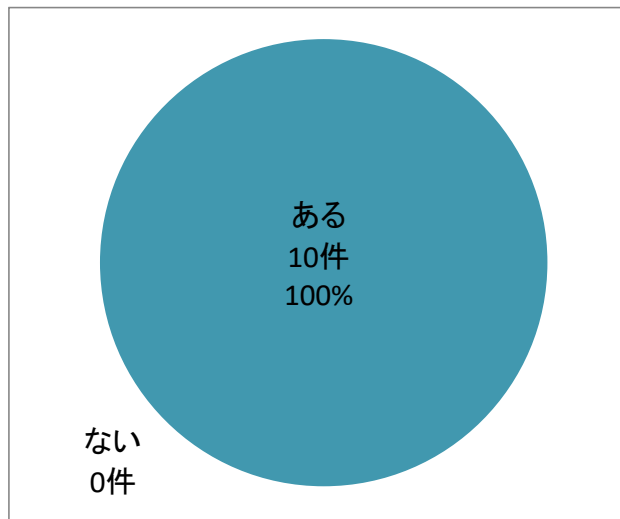
問9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか



問10 自由に過ごせる時間は多いですか

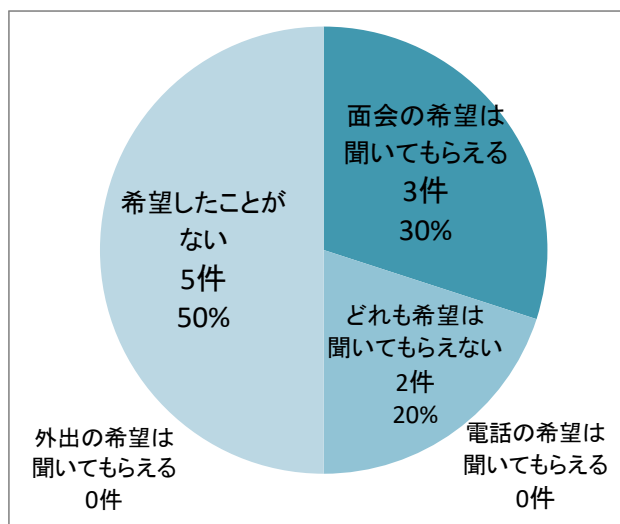


問11 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか

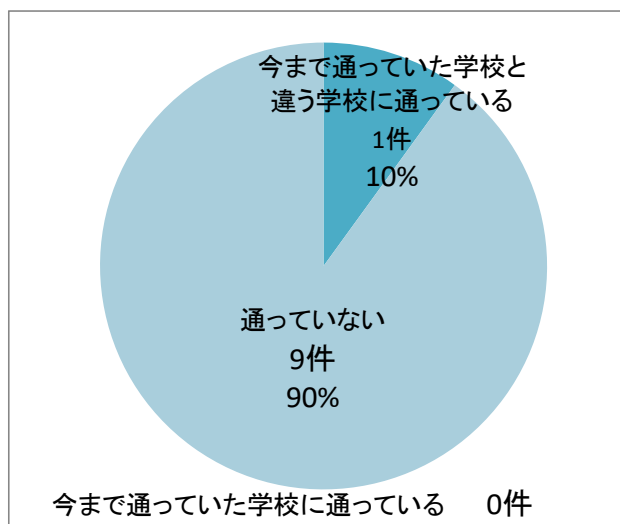


- ・レクリエーション
- ・友達とカードゲームをしたり, 卓球やバトミントンをしていたとき
- ・カードゲーム, 卓球
- ・音楽を聴けること
- ・マンガを読んでいるとき
- ・外でのレク, 先生とのキャッチボール, 室内でのスポーツなど
- ・トランプや卓球ができる
- ・自由画を書いているとき, はり絵のとき
- ・友達とたつきゅうをすること

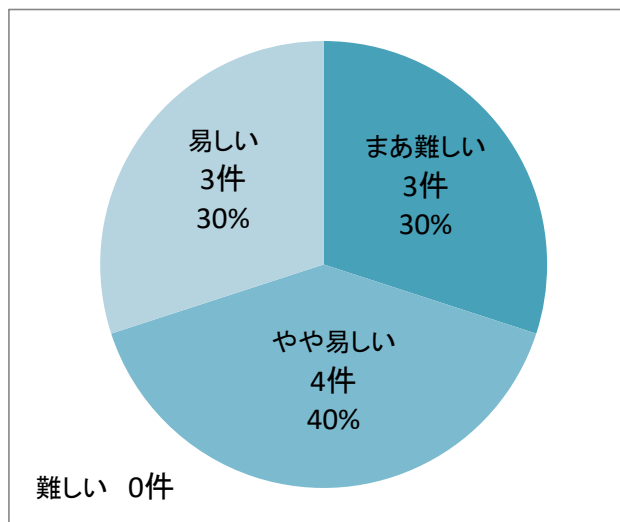
問12 外出や面会, 電話など, あなたがしたい時にできていますか



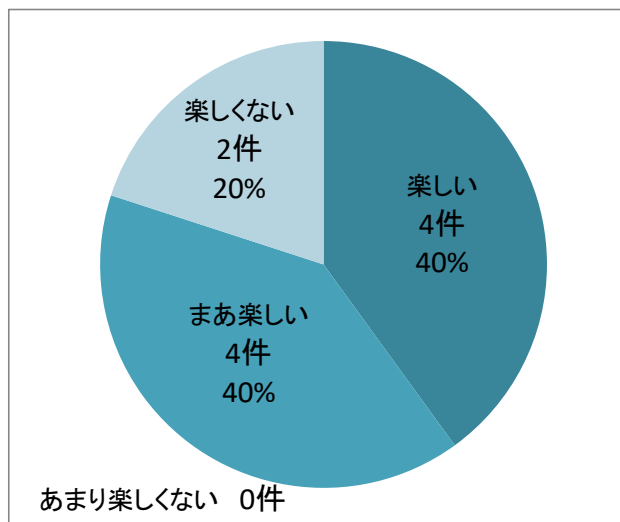
問13 ここから保育園・幼稚園・学校に通えていますか



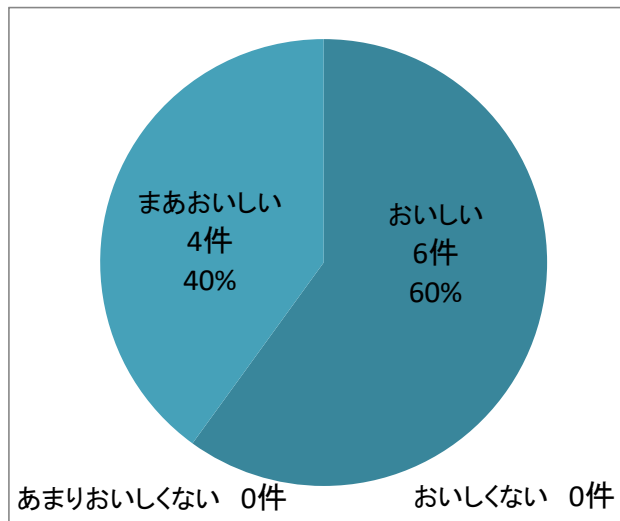
問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校の学習と比べて難しいですか



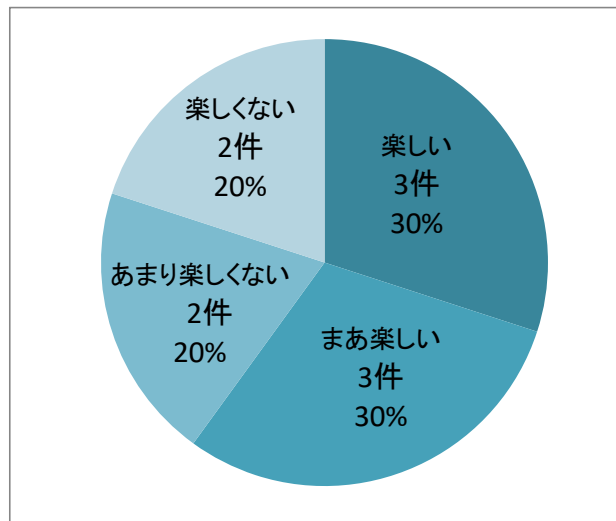
問15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか



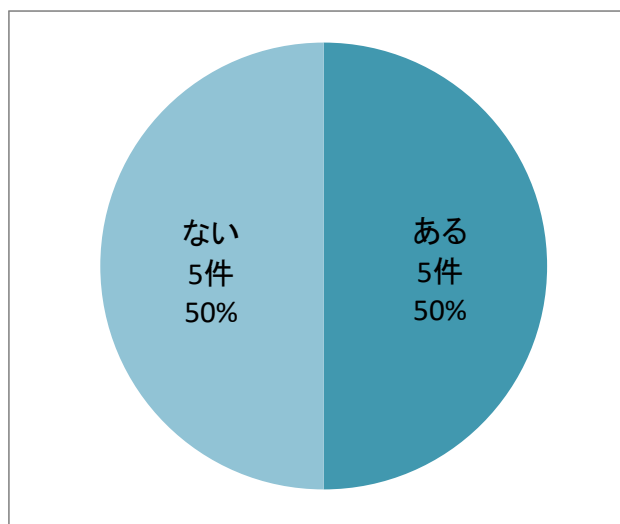
問16 食事はおいしいですか



問17 食事の時間は楽しいですか

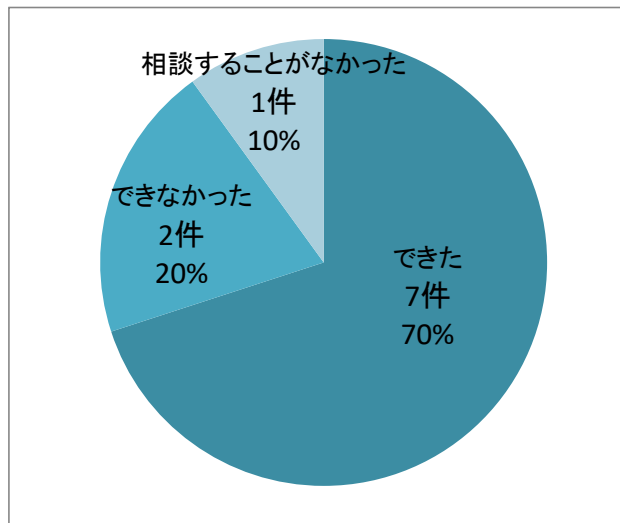


問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか

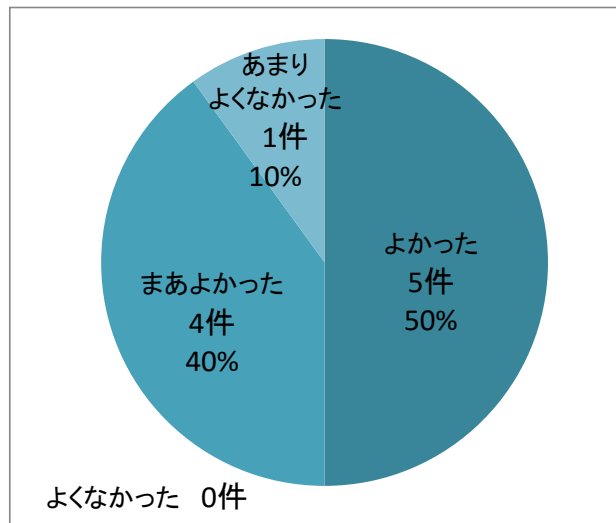


- ・職員のジロジロ見てくる、かんしのめが嫌だ！！
- ・ご飯の量が多い
- ・職員によってルールが違いすぎる
- ・私物が使えない
- ・ちっちゃい子のわるぐちをいっている子がいる。せんせいが聞いているのにたいしょしない。

問19 不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか

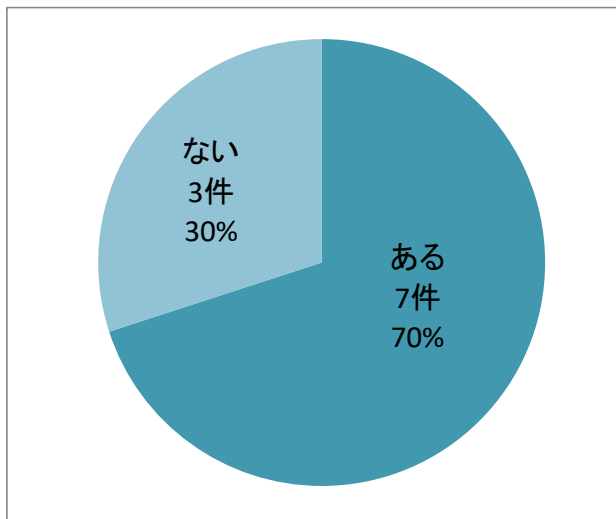


問21 ここでの生活(全体を通して)はどうでしたか





問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか



- ・職員に褒められたり、できないことが少しずつできるようになったり
- ・意見箱に書いたことが採用された時
- ・仲良しの友達ができただこと
- ・いろいろな人と話すことができた
- ・みんなと色々なスポーツやあそびができる
- ・孤独を感じることはなかった
- ・友達ができただこと
- ・わからないところをおしえてくれたりする

問22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなと思うことがあれば書いてください

- ・自由時間にCDを「平日」まで聞けるようにしてほしい
- ・決まりが沢山あって厳しいのに、詳しくは説明されていない。だから、表にするかポスターをはったりして、みんなにわかるようにしたほうがいいと思う。
- ・夏休みの日や長い間の学習時間をなくしてほしい。もしくは、土日の学習時間をなくしてほしい。(第二土曜は学習あり)
- ・ルールを統一し、はりだしてほしい。
- ・きよりかんをもう少しゆるくしてほしい。自分の服が着られるようなればいいと思う。
- ・先生の見て見ぬふりをなくしてほしい！！ちゃんとみんなのこえ、じょうきょうをきいてみて！

## 一時保護所の運営に係る職員アンケート（集計結果）

- 1 実施者数 22名（うち、20名から回答あり）
- 2 実施期間 令和3年10月6日～10月25日
- 3 対象者 一時保護所に在籍する全職員
- 4 実施方法
  - ① 対象職員がアンケートに回答を記入後、返信用封筒により子ども家庭課長宛親展文書として郵送
  - ② 子ども家庭課長が開封後集計
- 5 評価方法
 

○：できている，問題ない，良く感じる  
 △：一部改善すべき点がある，一部課題がある，良くは感じるが課題もある  
 ×：できていない，課題がある，良くは感じない  
 -：自分の業務の範囲では回答できない，設問のような場面に遭遇したことがない
- 6 集計結果

		○	△	×	-	未回答
I	子ども本位の養育・支援					
1	子どもの権利保障					
	(1) 権利保障 ① 子どもの権利に関する説明					
1-1	子どもの権利について，子どもの年齢や理解に応じて，分かりやすく説明しているか	20.0%	35.0%	15.0%	30.0%	0.0%
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	30.0%	25.0%	5.0%	40.0%	0.0%
	② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築					
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が表明されるような配慮を行っているか	75.0%	20.0%	0.0%	0.0%	5.0%
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	55.0%	40.0%	0.0%	5.0%	0.0%
	(2) 子どもに対する説明・合意 ① 保護開始に関わる説明・合意					
3-1	一時保護の理由や目的，一時保護所での生活等について，子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し，理解を得ていると感じるか	25.0%	45.0%	0.0%	30.0%	0.0%
	② 保護期間中の説明・合意					
4-1	保護期間中に，適宜子どもに対して，現状や見通しについて説明をしていると感じるか	25.0%	35.0%	0.0%	40.0%	0.0%
	③ 保護解除に関わる説明・合意					
5-1	一時保護の解除にあたっては，子どもの意向，意見や気持ちを十分に聞いていると感じるか	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ，一時保護解除時期，解除後の生活等について十分に検討していると感じるか	20.0%	35.0%	0.0%	45.0%	0.0%
5-3	一時保護解除について，伝える時期に十分配慮されていると感じるか	15.0%	40.0%	0.0%	45.0%	0.0%
5-4	一時保護解除の理由，解除後の生活等を十分に伝え，子どもが納得できるよう対応していると感じるか	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには，新たな養育場所に関する情報提供，心のケア等を行っていると感じるか	30.0%	5.0%	5.0%	60.0%	0.0%
6-1	子どもが年齢に応じてSOSを出せるよう，エンパワメントを行っているか	20.0%	25.0%	0.0%	55.0%	0.0%
6-2	一時保護解除後も相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	20.0%	10.0%	0.0%	70.0%	0.0%

	○	△	×	－	未回答
<b>(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限</b>					
7-1 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で最小限となっているか	35.0%	15.0%	15.0%	35.0%	0.0%
7-2 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明していると感じるか	40.0%	10.0%	10.0%	40.0%	0.0%
7-3 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	30.0%	15.0%	10.0%	45.0%	0.0%
7-4 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限が不安な子どもについて、不要な制限がなされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	35.0%	10.0%	5.0%	50.0%	0.0%
<b>(4) 被措置児童等虐待防止</b>					
8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童福祉司に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	50.0%	15.0%	5.0%	30.0%	0.0%
8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じた時の対応は適切に行われているか	30.0%	30.0%	5.0%	35.0%	0.0%
8-3 被措置児童等虐待防止に努める取組等を行っているか	35.0%	20.0%	10.0%	35.0%	0.0%
<b>(5) 子ども同士の暴力等の防止</b>					
9-1 子ども同士での権利の侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えていくか	70.0%	20.0%	5.0%	5.0%	0.0%
9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐ対応できる体制を確保しているか	60.0%	25.0%	10.0%	5.0%	0.0%
9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか	35.0%	45.0%	10.0%	10.0%	0.0%
<b>(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由保障</b>					
10-1 文化、習慣、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	45.0%	30.0%	10.0%	15.0%	0.0%
<b>(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ② 性的なアイデンティティへの配慮</b>					
11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	30.0%	35.0%	15.0%	5.0%	15.0%
<b>2 養育支援の基本</b>					
<b>(1) 子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア</b>					
12-1 一時保護の受入可否を子どもの安全の視点で判断していると感じるか	40.0%	5.0%	10.0%	45.0%	0.0%
12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか	50.0%	45.0%	0.0%	5.0%	0.0%
12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	45.0%	45.0%	5.0%	5.0%	0.0%
12-4 すべての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行われているか	30.0%	55.0%	0.0%	15.0%	0.0%
12-5 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	40.0%	55.0%	0.0%	5.0%	0.0%
<b>② エンパワメントにつながるケア</b>					
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか	50.0%	35.0%	10.0%	5.0%	0.0%
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	25.0%	40.0%	25.0%	10.0%	0.0%
<b>(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮</b>					
14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	50.0%	35.0%	0.0%	15.0%	0.0%
14-2 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	40.0%	35.0%	5.0%	20.0%	0.0%

	○	△	×	－	未回答
Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備					
1 適切な施設・環境整備					
(1) 設置運営基準の遵守					
15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか	40.0%	45.0%	5.0%	10.0%	0.0%
15-2 開放的な環境における対応が可能となっているか	20.0%	45.0%	25.0%	10.0%	0.0%
15-3 一時保護所の設置及び運営基準は、児童養護施設について定める運営基準を遵守しているか	25.0%	35.0%	5.0%	35.0%	0.0%
15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	10.0%	45.0%	40.0%	5.0%	0.0%
(2) 個性の尊重					
16-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	20.0%	50.0%	30.0%	0.0%	0.0%
16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	15.0%	35.0%	50.0%	0.0%	0.0%
(3) 生活環境の整備					
17-1 安心して生活できる環境が整備されているか	40.0%	55.0%	5.0%	0.0%	0.0%
17-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17-3 家庭的な環境となるような工夫がなされているか	20.0%	55.0%	25.0%	0.0%	0.0%
17-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか	25.0%	50.0%	20.0%	5.0%	0.0%
17-5 必要な修繕等が行われているか	20.0%	50.0%	30.0%	0.0%	0.0%
17-6 閉塞感がなく、植栽等を利用して景色に配慮した環境が整備されているか	15.0%	50.0%	35.0%	0.0%	0.0%
2 管理者（一時保護課長）の責務					
18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	40.0%	25.0%	5.0%	30.0%	0.0%
18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	45.0%	30.0%	0.0%	25.0%	0.0%
18-3 スーパーバイズができているか	35.0%	30.0%	5.0%	30.0%	0.0%
3 適切な職員体制					
(1) 設備運営基準の遵守					
19-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	15.0%	25.0%	60.0%	0.0%	0.0%
(2) 職員の適正配置					
20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	25.0%	60.0%	10.0%	5.0%	0.0%
20-2 専門性を要する役割には、必要な能力を有する職員が配置されているか	30.0%	45.0%	25.0%	0.0%	0.0%
20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	20.0%	45.0%	20.0%	15.0%	0.0%
(3) 情報管理					
21-1 個人情報適切に取り扱われているか	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%
21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか	45.0%	40.0%	0.0%	15.0%	0.0%
21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか	65.0%	15.0%	0.0%	20.0%	0.0%
21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか	20.0%	5.0%	0.0%	75.0%	0.0%
21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組を行っているか	45.0%	25.0%	5.0%	25.0%	0.0%
(4) 職員の専門性向上の取組					
22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか	45.0%	25.0%	20.0%	10.0%	0.0%
22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか	30.0%	40.0%	10.0%	20.0%	0.0%
22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか	30.0%	40.0%	10.0%	20.0%	0.0%
22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
23-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがあるか	85.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	60.0%	30.0%	0.0%	5.0%	5.0%

	○	△	×	－	未回答
<b>(5) 児童福祉司との連携</b>					
24-1 一時保護は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	35.0%	25.0%	20.0%	20.0%	0.0%
24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	25.0%	40.0%	15.0%	20.0%	0.0%
<b>(6) 職場環境</b>					
25-1 適切な就業状況（勤務体制、超過勤務、休暇取得等）が確保されているか	35.0%	50.0%	15.0%	0.0%	0.0%
25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組がなされているか	25.0%	55.0%	20.0%	0.0%	0.0%
<b>4 関係機関との連携</b>					
<b>(1) 医療機関との連携</b>					
26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	35.0%	30.0%	0.0%	35.0%	0.0%
26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームワークが取れる体制があるか	40.0%	30.0%	5.0%	25.0%	0.0%
<b>(2) 警察署との連携</b>					
27-1 警察署との連携が日頃から行われているか	30.0%	0.0%	5.0%	65.0%	0.0%
27-2 警察との面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	15.0%	10.0%	0.0%	75.0%	0.0%
27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	25.0%	5.0%	0.0%	70.0%	0.0%
<b>(3) 施設・里親等との連携</b>					
28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮していると感じるか	40.0%	25.0%	0.0%	35.0%	0.0%
<b>(4) その他の機関との連携</b>					
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	35.0%	5.0%	0.0%	60.0%	0.0%
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	25.0%	10.0%	5.0%	60.0%	0.0%
<b>Ⅲ 一時保護所の運営</b>					
<b>1 一時保護の目的</b>					
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか	50.0%	35.0%	15.0%	0.0%	0.0%
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	50.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%
<b>2 一時保護所の運営計画等の策定</b>					
31-1 事業計画が策定されているか	35.0%	20.0%	5.0%	40.0%	0.0%
31-2 事業計画に基づく取組が実施されているか	35.0%	20.0%	5.0%	40.0%	0.0%
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みはあるか	30.0%	25.0%	5.0%	40.0%	0.0%
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	25.0%	25.0%	5.0%	45.0%	0.0%
<b>3 一時保護所の在り方</b>					
32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最小限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	25.0%	20.0%	10.0%	45.0%	0.0%
32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	35.0%	15.0%	0.0%	50.0%	0.0%
<b>4 一時保護所における保護の内容</b>					
<b>(1) 生活面のケア</b>					
33-1 個々の子どもの状態に併せて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか	60.0%	35.0%	0.0%	5.0%	0.0%
33-2 日課構成は適切か	30.0%	65.0%	0.0%	5.0%	0.0%
33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	○	△	×	—	未回答
(2) レクリエーション					
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞を楽しむことのできる環境が提供されているか	50.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%
34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか	30.0%	50.0%	15.0%	5.0%	0.0%
34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか	60.0%	35.0%	0.0%	5.0%	0.0%
34-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか	30.0%	25.0%	20.0%	25.0%	0.0%
(3) 食事（間食を含む）					
35-1 食事の安全・衛生が確保されているか	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
35-2 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	90.0%	5.0%	0.0%	5.0%	0.0%
35-3 おいしく食事をするための配慮がなされているか	60.0%	25.0%	10.0%	5.0%	0.0%
35-4 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	50.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%
(4) 衣服					
36-1 衣服の清潔は保たれているか	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
36-2 衣習慣が身につくように支援しているか	85.0%	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%
36-3 発達段階や好みに合わせて子ども自身が選択できるようにしているか	20.0%	25.0%	45.0%	10.0%	0.0%
36-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか	60.0%	25.0%	5.0%	10.0%	0.0%
(5) 睡眠					
37-1 就寝・起床時刻は適切か	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
37-2 睡眠環境は適切か	65.0%	20.0%	5.0%	10.0%	0.0%
(6) 健康管理					
38-1 子どもの健康状態が把握されているか	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	85.0%	10.0%	0.0%	5.0%	0.0%
(7) 教育・学習支援					
39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	50.0%	45.0%	5.0%	0.0%	0.0%
39-2 在籍校との連携が図られているか	10.0%	10.0%	45.0%	35.0%	0.0%
39-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	5.0%	10.0%	35.0%	50.0%	0.0%
(8) 保育					
40-1 発達の個人差、生活習慣の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%
(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等					
41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	30.0%	5.0%	0.0%	65.0%	0.0%
41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	35.0%	25.0%	0.0%	40.0%	0.0%
41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意思や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	35.0%	5.0%	0.0%	60.0%	0.0%
5 特別なケアの実施					
(1) 性的問題への対応					
42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	30.0%	20.0%	10.0%	40.0%	0.0%
42-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	25.0%	35.0%	10.0%	30.0%	0.0%
42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題が起きた場合には、適切な対処が行われているか	35.0%	40.0%	5.0%	20.0%	0.0%
42-4 PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	45.0%	20.0%	0.0%	35.0%	0.0%

	○	△	×	－	未回答
(2) 問題行動のある子どもへの対応					
43-1 他害や自傷行為の逸脱行為がある又は可能性のある場合は、その背景のアセスメントをしているか	35.0%	30.0%	0.0%	35.0%	0.0%
43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	35.0%	20.0%	5.0%	40.0%	0.0%
43-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	30.0%	35.0%	10.0%	25.0%	0.0%
(3) 無断外出を行う子どもへの対応					
44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	35.0%	15.0%	5.0%	45.0%	0.0%
44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対し、適切な対応を行っているか	25.0%	20.0%	5.0%	50.0%	0.0%
(4) 重大事件に係る触法少年への対応					
45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	30.0%	15.0%	10.0%	45.0%	0.0%
45-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	15.0%	35.0%	25.0%	25.0%	0.0%
45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	10.0%	45.0%	10.0%	35.0%	0.0%
(5) 身近な親族を失った子どもへの対応					
46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	5.0%	0.0%	0.0%	95.0%	0.0%
46-2 葬儀等に参加させているか	5.0%	0.0%	0.0%	95.0%	0.0%
46-3 必要によりグリーンケアやモーニングワークを行っているか	5.0%	0.0%	5.0%	90.0%	0.0%
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応 ① 被虐待児の受入れ					
47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	45.0%	25.0%	15.0%	15.0%	0.0%
47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	40.0%	30.0%	15.0%	15.0%	0.0%
② 障害児の受入れ					
48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	20.0%	45.0%	25.0%	10.0%	0.0%
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	25.0%	40.0%	15.0%	20.0%	0.0%
48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を求めるなどの取組がなされている	15.0%	45.0%	30.0%	10.0%	0.0%
③ 健康上要配慮児童の受入					
49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	40.0%	35.0%	15.0%	10.0%	0.0%
49-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	35.0%	45.0%	5.0%	15.0%	0.0%
49-3 服薬管理や医療行為は適切に行われているか	80.0%	15.0%	0.0%	5.0%	0.0%
6 安全対策					
(1) 無断外出防止及び発生時対応					
50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか	35.0%	10.0%	15.0%	40.0%	0.0%
50-2 無断外出の未然防止に努めているか	70.0%	5.0%	5.0%	20.0%	0.0%
(2) 災害時対応					
51-1 非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	60.0%	30.0%	5.0%	5.0%	0.0%
51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか	90.0%	5.0%	0.0%	5.0%	0.0%
51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	35.0%	25.0%	10.0%	30.0%	0.0%

	○	△	×	—	未回答
(3) 感染症対策					
52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	65.0%	30.0%	0.0%	5.0%	0.0%
52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	55.0%	25.0%	10.0%	10.0%	0.0%
7 質の維持・向上					
(1) 標準的实施方法					
53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	40.0%	40.0%	5.0%	15.0%	0.0%
53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	30.0%	45.0%	5.0%	20.0%	0.0%
53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認できる仕組みがあるか	20.0%	50.0%	10.0%	20.0%	0.0%
53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	35.0%	40.0%	5.0%	20.0%	0.0%
(2) PDCA					
54-1 自己評価が定期的に行われているか	15.0%	35.0%	20.0%	30.0%	0.0%
54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	20.0%	35.0%	15.0%	30.0%	0.0%
54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	25.0%	40.0%	5.0%	30.0%	0.0%
54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになってきているか	30.0%	40.0%	10.0%	20.0%	0.0%
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント					
1 アセスメントの実施					
(1) 保護開始時 ① 情報把握					
55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	30.0%	55.0%	0.0%	15.0%	0.0%
55-2 集団生活をさせても問題ないかの確認を行えているか	35.0%	25.0%	15.0%	25.0%	0.0%
② アセスメント					
56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われていると感じるか	35.0%	25.0%	0.0%	40.0%	0.0%
56-2 総合的なアセスメントに基づく個別指導指針（援助方針）が策定されていると感じるか	35.0%	10.0%	15.0%	40.0%	0.0%
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施					
(1) 個別ケアの実施					
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	30.0%	25.0%	10.0%	35.0%	0.0%
(2) 見直し					
58-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	45.0%	30.0%	0.0%	25.0%	0.0%
58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか	45.0%	30.0%	5.0%	20.0%	0.0%
58-3 必要のない長期間の保護が行われていないか	10.0%	45.0%	20.0%	25.0%	0.0%
3 子どもの観察					
(1) 子どもの観察					
59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(2) 観察会議等の実施					
60-1 職員は、業務引き継ぎを適切に行っているか	70.0%	15.0%	5.0%	10.0%	0.0%
60-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・取りまとめが適切に行われているか	40.0%	20.0%	10.0%	30.0%	0.0%



		○	△	×	—	未回答
<b>V 一時保護の開始及び解除手続き</b>						
<b>1 開始手続き</b>						
<b>(1) 保護開始に関わる支援・連携</b>						
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	40.0%	15.0%	0.0%	45.0%	0.0%
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	80.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<b>(2) 子どもの所持物</b>						
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	25.0%	15.0%	45.0%	15.0%	0.0%
62-2	一時保護中、子どもが所持する物については記名しておく等、子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか	75.0%	10.0%	5.0%	10.0%	0.0%
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	85.0%	5.0%	0.0%	10.0%	0.0%
<b>2 解除手続き</b>						
<b>(1) 保護解除に係る支援・連携</b>						
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	55.0%	5.0%	0.0%	40.0%	0.0%
<b>(2) 子どもの所持物</b>						
64-1	子どもの所持物は、一時保護解除時に返還しているか	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%
64-2	子ども以外の者への返還は適切に行われているか	55.0%	0.0%	0.0%	45.0%	0.0%
		1	2	3	4	5
<b>VI その他</b>						
65	一時保護中の子ども一人あたり平均して、個別に話を聞く機会はどれくらいあるか 【選択肢】 1 ほぼ毎日      2 週に3・4回程度      3 週に1・2回程度 4 月に1回程度      5 個別面談は行わない	10.0%	20.0%	40.0%	5.0%	25.0%
66	あなたが、1日のうち、一時保護中の子どもと関わる時間※は平均してどれくらいあるか ※子どもと関わる時間は、日勤の場合の平均時間を記入 ただし、見守っているだけの場合や同じ空間にいるだけの場合は除いて記入 【選択肢】 1 30分未満      2 1～2時間未満      3 2～3時間未満 4 3時間以上	10.0%	25.0%	20.0%	45.0%	
67	一時保護所の運営に関して、その他意見などがあれば自由にお書きください。 【回答】 ・（専門性があり、体力、気力のある）職員の増員を求めます。 ・退所したくないという子も多く見ます。居心地が良いのか、退所後の不安があるのだろうと思います。保護所内では、自分勝手な事（言いたい放題、だらだら行動しても待ってくれる、厳しく怒られない等）も受け入れてくれるなど、過ごし易いのだろうと思います。退所後、ルール等を守り、行動できるか不安になります。 ・虐待、ネグレクト、性加害、性被害、未就学～高校生など一緒に過ごし、指導の難しさを感じます。 ・触法少年等と虐待児などを同時に保護する必要がでてくるが、施設内部の部屋割りを考えて同時に日課等をしないですむような施設改修するための予算をとってほしい。					



## 第5 参 考 資 料

・ 委員名簿	50
・ 一時保護所の在り方等検討委員会設置要綱	51
・ 検討経過	52
・ 児童相談所の管轄区域に関する関係法令	53

一時保護所の在り方等検討委員会委員名簿

	職 名	氏 名	備 考
委 員	鹿児島県母子寡婦福祉連合会監事	長 野 純 彦	委員長
	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授	安 部 計 彦	
	鹿児島県医師会会長	池 田 琢 哉	
	鹿児島国際大学福祉社会学部教授	岩 井 浩 英	
	鹿児島県弁護士会弁護士	西 選 子	
	鹿児島純心女子大学大学院教授	餅 原 尚 子	
	花園大学社会福祉学部児童福祉学科教授	和 田 一 郎	

(敬称略, 五十音順)

※ 「職名」欄は、報告書提出日（令和4年3月25日）時点となっております。

## 一時保護所の在り方等検討委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書（鹿児島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会（以下「相談部会」という。）」において提案された中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童相談所の配置の在り方等について必要な事項を検討するため、一時保護所の在り方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中央児童相談所の一時保護所の在り方について
- (2) 児童相談所の配置の在り方について
- (3) その他必要と認められる事項

2 委員会は前項の協議結果について知事に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員をもって組織する。

2 委員は相談部会委員及び児童虐待防止に知見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は令和4年3月31日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選で選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 検討経過

開催日	協議内容
令和3年6月4日	<b>第1回委員会の開催 (Web会議)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の目的等</li> <li>・ 中央児童相談所の一時保護所の状況</li> <li>・ 中央児童相談所の分散配置に関する国の基準等</li> <li>・ 協議の進め方及びスケジュール (案)</li> </ul>
令和3年7月16日	委員による中央児童相談所一時保護所・宿泊棟先行視察
令和3年8月4日	委員による中央児童相談所一時保護所・宿泊棟視察 <b>第2回委員会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央児童相談所の一時保護所の課題等</li> </ul>
令和3年8月16日～31日	入所児童へのアンケート調査
令和3年10月6日～25日	一時保護所職員向けアンケート調査
令和3年10月13日	<b>第3回委員会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央児童相談所の一時保護所の課題等</li> <li>・ 児童相談所の配置の在り方等</li> </ul>
令和3年11月20日	<b>第4回委員会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央児童相談所の一時保護所の課題等</li> <li>・ 児童相談所の配置の在り方等</li> </ul>
令和4年2月20日	<b>第5回委員会の開催 (Web会議)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央児童相談所の一時保護所の在り方等</li> <li>・ 児童相談所の配置の在り方等</li> </ul>
令和4年3月25日	<b>第6回委員会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書のとりまとめ</li> <li>・ 概要版のとりまとめ</li> </ul>

(注) 令和4年3月25日、報告書を知事へ提出

## 児童相談所の管轄区域に関する関係法令

### 児童福祉法（抜粋）

#### 第12条（略）

- 2 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

（施行期日）令和5年4月1日

### 児童福祉法施行令（抜粋）

第1条の3 法第12条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関（以下この号において「関係機関等」という。）とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。
- 二 児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。第3条第1項第1号ロにおいて同じ。）の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。同号イ及びロ(2)において同じ。）が、基本としておおむね50万人以下であること。
- 三 管轄区域における交通事情からみて、法第25条第1項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

（施行期日）令和5年4月1日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

児童相談所の管轄区域については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して、児童相談所を設置する地方公共団体が定めることとされたところであるが、その参酌すべき基準を定める「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 209 号。以下「改正令」という。）が、本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行される。

改正令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 第一 児童相談所の管轄区域に関する考え方について

改正令は、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や、依然として死亡事例・重傷事例が発生していることを踏まえ、本通知の第二に記載する参酌基準を定め、児童相談所の管轄区域の適正化を図るものであること。なお、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準については、改正令の施行の状況を踏まえ、今後も不断の検討を行っていくものであること。

### 第二 児童相談所の管轄区域に係る参酌基準について（改正令第 1 条）

#### 1 地理的条件について（改正令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「新令」という。）第 1 条の 3 第 1 号）

都道府県の区域において、基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行政サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、一又は二以上の市町村の区域とすること。すなわち、市町村の区域を分割するような管轄区域とはしないこと。指定都市においては、区（総合区を含む。以下同じ。）が行政



サービスの提供の基礎的な単位となっていることから、児童相談所の管轄区域は、当該指定都市の区域又は一若しくは二以上の区の区域とすること。

また、児童相談所の管轄区域を定めるに当たっては、管轄区域内の市町村、福祉事務所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を図るため、地理的条件を考慮する必要がある。この場合の地理的条件とは、区域内の関係機関の立地状況や、当該関係機関を利用する者の居住地域等を指すものであり、例えば学校の立地と通学する児童の居住圏や、医療機関の立地と利用者の居住圏などを考慮すること。

## 2 人口について（新令第1条の3第2号）

各児童相談所の担当するケース数等を適正なものとし、児童虐待への対応等を適切に行えるようにすることが必要であることから、新令第1条の3第2号において、管轄区域内の人口（以下「管轄人口」という。）は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきことを規定したこと。

「おおむね50万人」との規定は、児童虐待相談等によりきめ細かく対応していくことが求められていること、国において中核市等への児童相談所の設置支援を行っていること、児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループにおいて、管轄人口が100万人を超える児童相談所では対応件数が膨大になるとの指摘がされたこと等から、管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたいこと。これは、管轄人口20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではなく、また、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね50万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたいこと。

なお、児童相談所の管轄区域については、同号に規定する人口のみを基準に機械的に定めるのではなく、区域内の児童人口や将来の人口の見通し、1の地理的条件、3の交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定められたいこと。

## 3 交通事情について（新令第1条の3第3号）

児童相談所は、虐待通告を受けてから速やかに一時保護を行うなど、児童の安全確保のため短時間で児童のいる場所へ到着する必要があること、また、管轄区域内の住民が児童相談所を訪れる際の利便性などの観点から、交通事情や関係機関の連絡調整の実施の状況を勘案し、区域内の各所へ移動しやすいよう管轄区域を定める必要があること。

なお、管轄区域が広大である場合には、児童相談所を新たに設置することの他に、支所を設置することにより、区域内の移動の利便性を向上させることも考えられること。

### 第三 その他

#### 1 中核市等の児童相談所設置について

児童相談所は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置するが、子育て支援施策の実施主体でもある基礎自治体が児童相談所を設置した場合は、これら関連部門との連携をより行いやすいと考えられる。

そのため、中核市等を含む地域の児童相談所の管轄区域を見直す場合には、こうした基礎自治体の役割も念頭に置きつつ、まずは当該中核市等が児童相談所設置市に移行することを積極的に検討されたいこと。

## 2 市町村と児童相談所の交流について

児童相談所を設置しない市（特別区を含む。）及び町村においても、児童虐待相談対応窓口や子育て支援窓口において、住民の子育てに関する相談に対応している。

厚生労働省において開催した「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」のとりまとめ（令和3年2月2日）において、子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市町村職員のソーシャルワーク能力を高めていく必要があり、市町村と児童相談所との間の交流・連携を深めることの重要性が指摘されている。

この趣旨を踏まえて、市町村と児童相談所の職員の人事交流等の促進を図りたいこと。

